

令和元年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年9月10日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 7号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 2 議案第 8号 平成30年度御宿町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 議案第 9号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第10号 平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第11号 平成30年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第12号 平成30年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 発議第 1号 御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について
- 日程第 8 発議第 2号 国民健康保険税引き下げへ国に対応を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
6番	貝塚嘉軼君	7番	伊藤博明君
8番	土井茂夫君	10番	石井芳清君
12番	滝口一浩君		

欠席議員（1名）

11番 高橋金幹君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	総務課長	大竹伸弘君
教育長	齊藤弥四郎君	産業観光課長	殿岡豊君
企画財政課長	田邊義博君	建設環境課長	埋田禎久君
税務住民課長	齋藤浩君	保健福祉課長	渡辺晴久君
会計室長	岩瀬晴美君	代表監査委員	綱島勝君

事務局職員出席者

事務局長	吉野信次君	主任主事	鶴岡弓子君
------	-------	------	-------

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さんおはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。

よろしく申し上げます。

本日、11番高橋金幹君より、会議規則第2条の規定により、所用のため欠席届が出ています。

本日の出席議員は9名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

また、金井教育課長につきましては、所用により欠席届が提出されております。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

本日も決算認定議案が提出されておりますので、綱島勝代表監査委員に出席いただきました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

暑いので、上着を脱いで結構です。

日程に入ります前に、8日から9日にかけての台風15号、御宿町の被害状況をお配りしてあります。

説明いたします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） おはようございます。今、議長さんからございましたように、冒頭に一昨日の夜から昨日の朝にかけて台風15号の襲来を受けました。その被害状況につきまして、現在上がって来ております被害の内容について、あらましについてご報告をさせていただきます。

このたびは、波浪警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、最大風速、昨日の午前3時で南風25.7メートル、勝浦測候所の観測が出ています。最大雨量が午前3時で1時間当たり33ミリ、実谷のダムの分でございます。降水量は、降り出しから9日の午前7時までで199ミリということでございます。

避難所の状況につきまして、13世帯18名が避難されました。男性が5名、女性が13名ということでございます。御宿中学校に11世帯16名、男性3名、女性13名であります。旧岩和田小学

校体育館に2世帯2名、男性2名でございます。布施小学校体育館においては、避難者はございませんでした。

被害状況でございますが、9日、昨日の午前8時現在におきまして、人的被害はございません。土砂災害等もなしということでございます。建物等被害につきまして、1件は御宿岩和田漁業協同組合の漁具倉庫が損壊したということでございまして、それが出てございます。倒木につきましては5件、町道西琳寺線、上布施小幡地先の町道、町道堀切線において合わせまして5件になりました。

公共施設に関しまして、役場庁舎の4階の会議室が雨漏りをいたしました。役場庁舎各階の東側階段入り口ですね。東側のこちらのほうですけれども、階段入り口の雨漏りがございました。

御宿中学校におきましては、普通教室6教室が雨水の吹き込みがあったということでございます。柔道場の雨漏り、エアコンの室外機の転倒がございました。業者により対応いたしました。

御宿小学校におきましては、雨の吹き込みが3階の教材室、児童会室、6年生の教室、学習室、5年の各2教室、東側階段でございます。雨漏りにつきましては、3階の4年生の教室、学習室、外国語の教室、2階においてパソコン教室、なかよし教室、ともだち教室、1年生の教室、2年生の教室、3年生の教室、第2図書室ということでございます。1階においては、職員室、校長室、応接室、保健室、放送室、ベランダエアコン室外機の破損がございました。非常に風の強い台風でございました。

恐れ入ります、裏面が少しございます。

御宿小学校の体育館において、窓ガラス破損が2枚、リサイクル倉庫の倒壊、建設環境課に係る所管でございまして、カーブミラーが5カ所、その他として電線切れが8カ所。

停電情報といたしまして、午前2時41分において、町内各箇所で100軒未満の停電があったと、浜区、久保区、新町区、六軒町区100軒ぐらいの停電があったとの発表でございます。

このような状況でございますが、非常に風の強い風台風といたしますか、ございましたので、雨も降りましたけれども風による家屋とか各施設、公共施設等、吹き込みという状況で屋内が水に浸るといいますか、雨漏りがあったというような状況が非常に目立った状況であったと思っております。

これは、現時点の情報収集の状況でございますので、また全般的に、全面的に上がってきた段階ではまたご報告させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(午前10時00分)

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第1、議案第7号 令和元年度御宿町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

先日、質疑の途中で請求されました資料につきまして、議会運営委員会を開催し配付資料の決定がされましたので、お手元に資料を配付いたしました。

配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

○議長(大地達夫君) 配付漏れなしと認めます。

配付資料について説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長(齋藤 浩君) 固定資産税、過誤納還付、事務の今後のスケジュールについてご説明いたします。

先般の議会でご指摘をいただきました、進捗率の低さの改善、ご迷惑をおかけしています納税者の皆様への連絡を迅速に行うことを念頭に事務改善を行い、事の重大さを充分理解し、課全体での対応に改め、早期の返還事務に努めるのでよろしくお願ひします。

これまでの還付処理については、平成21年から平成30年度分の10年分を一括で返還すること、対象還付額が大きなものから事務をとるとの方針で進めていりましたが、事務に大幅なおくれが生じてしまいました。こうしたことから、電子データがあり早期に事務が進められる①番の平成24年から平成30年度分を優先的に、事務工程の多い②番の平成21年から平成23年度分の事務とを別々に進め、①番については早期のデータの修正に努め、③番の発送による周知、還付事務につなげたいと考えています。また、②番の平成21年から平成23年度分については、①番の事務と同時進行しながら、準備ができ次第、発送を行います。

国民健康保険税の資産割に影響の出る対象者への、2の①番から④番の還付事務についても、個々の固定資産税が確定し次第、課税変更を行い早期の返還に努めます。

居所不明、相続等、返還先が特定できない場合や口座情報をいただけない場合など、調査を行い、年度内の完了を目指し、事務に努めてまいります。

よろしくお願ひします。

○議長（大地達夫君） 質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

今、スケジュールを示されました。

この欄外に、期間を要する、時間を要するというふうに欄外に記載されております。たしかこれらにつきましては、当初予算の中で時間外手当と一定のこの作業にかかる費用が、もともと予算上示されてあったと思います。この間、どの程度の事務がなされたのか。0.15%ですよ。これひとつひとつ、今、課長に説明していただきました。ここでフローを出していただきましたけれども、これにどれだけの事務量が必要なのかということが先日、私が一番聞きたかったこと。それがあって初めて、じゃ、年度内に、町長がご発言ありました年度内に返したいということが可能か可能でないかというのがわかるんじゃないでしょうか。

きのうは、大変な災害状況だったからわかりますけれども、たしか5、6と議会後、時間があったと思うんですね。これは本来であれば、3月議会のときにかかる事案ですね。こういう作業を行いたいという、いわゆる基本方針だと思うんですね。この基本方針、町もそうだと思いますけれども、それに今度は予算案が出されると。一般事務ですよ。ですから、この基本方針に基づいて、今、冒頭に質問いたしましたけれども、これはこのくらいの時間量がかかりますよと、これはこのくらいの時間がかかりますよということを示して、それが当初の規定予算で済むのか済まないのか、済まなくなった場合はそれをどうするのかというのが今問われていることじゃないでしょうか。

私は、もっと進むと思っていましたよ、半年で。まず、この間、どれだけの事務量があったのかご説明ください。それは、もう終わったことだからわかるんじゃないでしょうか。それがまず、この今般の事案の事務ですね。適正に執行できるかという、まず第1段階だと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 4月からこれまでの事務がどれだけ行われたかということについてお答えいたします。

スケジュールの表にございます、例えば、固定資産税でいいますと①番の課税データの修正から賦課更正決議書作成と、③番の過誤納還付に係る事務が一連の流れでございます。

4月から6月の間、正直、固定資産税担当に課税データを修正をお願いするつもりでいましたが、実際にはできませんでした。7月、臨時職員を含め、返すべき人のこの1番上にあります洗い出し等は済んでおったんですが、整理を進めて事務を進めたのが実際に6件の状況でござ

ございました。

この間ご指摘いただきましたとおり、もうこれでは先が全然見通しが立たない状況でございましたので、今回提出させて説明させていただいた内容に事務を切りかえて進める所存でございます。

先ほど、時間外というお話でございますが、今年度、この事務に対しては60万円の時間外を当初予算に組みさせていただいているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

町長、全く仕事ができなかったということを今、担当課長はおっしゃっているんじゃないでしょうか。町長が提案して議会は認めましたですね、補正予算、時間外を含めて3月に。その事務は今、進まなかったと言っているんですよ。だから報告できないんですね、何人か。そうしたら、これは、ただの紙になっちゃうじゃないですか。町長、違いますか。これでよろしいんですか、町長。御宿町というのはこういう町なんですか。税金、1日でもおくれると督促状が来ますよね。督促された方は厳しい罰則、町民にありますよね。町はこれは、間違えて過大徴収したじゃないですか。半年たって、全くこれが執行できることを説明できないんですよ、町長。この事務をきちんと終わらせる。そういう町なんですか御宿町は、町長。それでよろしいんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、齋藤担当課長より説明がありましたが、4月から6月の間、事務がとれなかった。この事務に携わることができなかった。7月、8月において、少ない件数ですけれども事務をしたということでございます。報告のとおりだと思いますが、この事務の遅延といいますか、遅鈍については非常に私も、やはりチェックの、もっともっと密にチェックすればよかったなど、また、指導力が不足したなど思っております。

そういう中で、いずれにいたしましても、この還付事務というのは繰越明許費をお願いをしておりますので、いずれにしてもこの9月4日の会議以降、課長会議をこのことについて3回開きましたけれども、仕事に対するやはり甘さといいますか、全くそれは拭っていかなくてはいけないという中で、とにかく年度内を目指して、年度内に還付事務が終了することを目指して最大限努力してもらいたいということで申し上げました。

私の指導力のなさ、欠如についてはおわびを申し上げたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

おわびを申し上げたいというお言葉、いただきましたけれども、具体的にはどうされるんですか。半年間ですよ。今後についても、この2日間、きのうは私は町民の皆さんの防災対策に全力で全課体制でやっていただいたとっております。しかし、木、金と平日があったわけです。課長会議もやられたというお話をされています。それでこれだけですか、町長。それがおわびの内容なんですか。これで本当に町長がお約束されたことが実行できるんですか、町長。おわびというのであれば、まずご自身の所在について、きちんと明確にされたらいかがではありませんか。職員は、大変な思いでやっていると思いますよ。ずっと、去年の確定申告、一番大きな問題ですよ。本当に神経を使うと私たちは思っております。1つミスがあってはいけない、さらにミスが起きてはいけないという思いで一生懸命やっておられますよね、町長。その上にこういう新しい事務があるわけです。現実的には全くできませんでした。もう半年です。あと半年は、今度は来年度ですよ。確定申告に対する事務が始まるんじゃないですか。まず、町長の所在について、おわびをということであれば、その所在についてきちんと承りたい。

それから、改めてこれについてきちんとどうされるのか。どうされるのかとは、事務量を数字をもってきちんと説明していただきたいということです。事務量、単純にこれだけです。そうすれば、私たちは、今までの通常の事務プラスこの新たにできた事務が、本当に今の体制でできるのかできないのか判断もできます。

それから、町長が町民の皆様がこの議会でお約束した年度内に還付したいと、返還をしたいということも理解できます。これでは、私たちは町民に全くご説明できません。きちんとしていただきたいと思います。

町長、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今申し上げましたように、繰越明許費でお願いしてございます。そういう中で、何としても年度内に完成を目指さなくてはならないと考えております。

およそ、例えば6,000件という概算でいきますと、6カ月で1カ月に1,000件でございます。4週で1,000件でございます。1週250件でございます。1日50件でございます。そういうしつかりとしたチェックをしながらやっていきたい。この事務をしつかりと完成することが、完成を目指して努力することが私の責務であると思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ですから、それを数値で示してください。

決意はわかりました。私も、ぜひやっていただきたい。数値を出していただきたい。今そのことが一般会計予算の中で審議されています。議題は、税務の人件費ですよね。私が提案している、今この質疑に。ですから、それを数値で示していただきたい、予算の審議ですから。お言葉はわかりました。きちんとそのことを、基本計画、予算。総合計画、基本計画、予算になっていますね。予算書を出していただきたい、この単独のです。それが4日に私が要求した基本的な資料です。これに付随するものですね。それは最後、閉会する前に町長から方針を出されましたですね。そのことについて、私は指摘したはずです。ぜひ提出してと。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 予算については、先ほど時間外等報告がございましたが、現時点でそのように取り組むということで、この例えば9月議会で補正予算をお願いするということは考えておりません。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 私は、そのことは基本的に言うておりません。これに必要な事務量を数値で示していただきたいということを繰り返し申し上げております。それは次の判断です。それはまだ年度内終わっていませんから、12月でも3月でも補正できるんじゃないでしょうか。これに必要な事務量が幾つなのかと、それが町長が町民の皆様、本議会で年度内にお約束をしたいと、お約束をしたわけでありますから、そのことのあかしだと思います。町長、おっしゃられております、それは事務管轄というんだったら事務管轄ではありませんか。方針は出されたわけです。予算の審議中です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 事務量ということでございますが、ここに今、表にございます①、②、③と括弧書きがございまして、この内容についての件数とかそういう内容についてはご報告があったと思いますが、このひとつひとつの項目についてのそれにかかわる件数、内容を全うしていくということでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 余りにも誠意がありません。きちんと数字を出してくださるよう調整をお願いいたします。

○議長（大地達夫君） 答弁ありませんか。

ありませんか。

暫時休憩とします。

(午前 10時29分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時46分)

○議長（大地達夫君） ただいま暫時休憩中でありました。

改めまして、13時30分、1時半まで休憩といたします。1時半から再開いたします。

(午前 11時47分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時28分)

◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

間もなく、午後5時になります。議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

○議長（大地達夫君） ただいま議会運営委員会を開催し、配付資料の決定がされました。

お手元に資料を配付いたしました。ご確認ください。

配付漏れありませんか。

(発言する者なし)

○議長（大地達夫君） 配付漏れなしと認めます。

配付資料について説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、固定資産税過誤納還付事務スケジュールについて、スケジュール表に沿って説明

申し上げます。

この事務の流れにつきましては、平成24年度から30年度の処理を①と③で記載しました。

①番については、課税データの修正後、③番の還付事務のに移行します。

データ復元が伴う平成21年から平成23年度の処理を、②番と④番で記載しました。データの復元をし、②として①と同じ作業、データ修正作業を行い、修正後、③と同様の還付事務④に進みます。国民健康保険税につきましても、同じ流れで進みます。

想定される各項目の事務量を記載させていただいております。各項目ごとに説明させていただきます。

対象者、対象筆、返還すべき額、所有者は8月までに把握しました。

平成21年から平成30年までの還付対象者数は1,046人。このうち①番、平成24年から平成30年までの還付対象者数は1,002人。処理時間は還付対象者1人当たり1時間を想定しております。

なお、今後、事務を進めるにあたって、通知文書を10月ごろより発送及び還付事務をできる状態に進めてまいります。

②番、平成21年から平成23年までの還付対象者数は692人。このうち44名は、この期間内のみの対象者で、データの作成作業、復元作業等ございますので、周知に時間を要することが考えられます。

残る648人につきましては、平成24年から平成30年と重複している人でございますので、自分が対象者であるということは、①番の作業をすることで知ることができるようになります。処理時間につきましては、還付対象者1人当たり2時間を予定しております。通知文につきましては作業を進め、12月ごろより発送及び還付を始められるように進めます。

固定資産のデータの修正が終わったものにつきましては、③番、④番といたしまして、還付事務にかかわるもので①番及び②番が終了後に、一連の流れで事務が進んでいきます。処理時間は還付対象者1人当たり0.5時間を予定しております。

国民健康保険税につきましては、固定資産税の税額確定後に資産割の影響額が算出されるため、固定資産から1カ月後ぐらいに事務が始まります。平成21年から平成28年までの還付対象者数は151人。このうち平成24年から28年までの還付対象者数は122人。処理時間は還付対象者1人当たり1時間、通知文は固定資産税の1カ月後であります11月ごろより発送及び還付を始めたいというふうに考えています。

平成21年から平成23年までの還付対象者数は95人。このうち26人は、この期間中のみの対象

者でございます。残り69名は平成24年から平成28年と重複している方でございます。処理時間は還付対象者1人当たり1時間、これは①番の処理時間と同じで、固定資産の課税処理が終わった場合、それを受けて計算されるものですから、①番、②番とも1人当たりにかかる時間は変わりません。これにつきましても、準備でき次第、通知文書を11月ごろより発送及び還付の手続に入っていきたいと思っております。

③番、④番につきましては、固定資産税と同じく①、②番の課税データを終了後に行う還付事務にかかわるもので、一連で事務が流れていきます。処理時間は還付対象者1人当たり0.5時間を予定しております。

事務改善できる膨大な時間、総時間で3,545時間ほどの時間を見込んでおりますけれども、管理職を中心に包括的に通常業務の中に取り込んでいって事務をこなし、時間外において集中的に処理する場合につきましては、課員、当該事務につきまして月10時間程度ご協力いただき、年度内の還付に向け事務を進めてまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありますか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

3,545時間ということですが、これは労働1時間当たりという平均ベースでも構わないんですけれども、それですと幾らかかるのか、トータルで。3,545時間、1時間当たり幾らかかるのか。平均で構わないと思うんですが、幾らかかるのか。

それから、これは何名体制で行うのか。改めて何名体制なのかと。課の職員ですよ、臨時も含めて。質問したいのは、これだけ単独の事務でやったと仮定した場合、1日8時間毎日やったとして、この3,545時間ですね。何日かかるのか、この2つについて。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、人件費につきまして私のほうでお答えさせていただきます。

職員の平均的な賃金1,700円という金額を、この計算の中で用いさせていただいた場合に、602万6,500円というような金額でございます。

また、この時間数を職員1人当たりの勤務時間7.75時間で割り返しさせていただきますと50日ということでございます。9名です。9名の職員で割り返した場合に50日ということでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

大変わかりやすく、私たちも町民に聞かれてもすぐに答えられる内容だと思いますが、説明を今受けておりますが、町長、たしか4日でしたか、議会が散会する前に議運を開きましたよね。そのときに、日程について2日間ほどいただきたいというお話、たしかされましたよね。計画について。これは、10時に私がこの質問をして全く答えられなかったということで調整していただいて、約、簡単に言うと、ざっくり6時間です。白紙ベースから6時間。6時間でできたんじゃないですか、町長。非常にわかりやすいですよ。私が聞きたい、要するに町民に説明すべきことが、基本的にはこれで。

先ほど休憩に入る前に、私はもう一つ質問を実はしているんですが、答弁まだありますので、答弁していただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 非常に長い時間がかかりまして、このような回答といたしますか、お答えをできましたことを、なかなか非常に短時間でできなかったことをおわび申し上げたいと思いますが、この休憩になる前のもう1点というのは、ちょっと申しわけないんですが、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 私から、もう一度発言していただきたいということですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） よろしくお願ひしたいと思いますが。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 今、600万円のお金がかかるということですよ。この事務ですね。今般の事務。一般的には納税者、1日でもおくれれば督促状が行きますよね。それを含め、大変厳しい罰則規定がありますよね。ですよ。でも、瑕疵を犯して、やっとういふうにきちんと説明できる文書ができた。これはまだ、これから始まるわけですから、次の段階はわかりませんが、これをこの半期、いわゆる今までは確定申告。また確定申告が始まるわけじゃないですか、町長。これについてきちんと責任の所在、町長としての責任所在、どうされるのか。

たしか今日も、この間の一番最初の私の質問に答えて、事務がおくれたことをたしかおわびしましたよね、町長。これも何回となく議運の委員長に、わざわざ休憩まで挟んでいただいて、

きちんと議会で説明できる文書を6時間でつくり上げたじゃありませんか。職員はしっかりやっているといますよ。管理監督責任について、私は伺ったわけでありませぬ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これまで非常に長く時間がかかりまして、その点はおわびを申し上げたいと同時に、このような内容について説明できましたことを感謝申し上げたいといます。

そういう中で、このしっかりとした計画、ベースができたと思っておりますので、これにのっとりしてしっかりと事務を進めて、年度内の完了を目指すということが私の責務であると考えております。そのように努めていきたいといます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 今後のことはわかったんですよ、町長。当然だと思いますね。これは、具体的な計画が出されたんですから。これまでのことですよ。これまで、ここまで話が大きくなったということですよ。この半年間、たった6名しか返済できなかったわけじゃありませんか。このフローは2月でしたか、一番最初に説明を受けたのは。要するに、補正予算を提出するときですね。そのとき当然こういうものがなければならなかったんじゃありませんか。全く町長、責任ないんですか。これから一生懸命やるということで、それは当たり前のことじゃありませんか。これまでの責任はどうされるんですか。ホームページに載せたといっても、誰もわかりませぬよ。6名の方は既に、事のてんまつ含めた文書が行っているというふうには報告がありますけれども、きちんと町民に謝罪するべきじゃありませんか、町長として。それはどのようにされるのですか、具体的にお聞かせ願いたいといます。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたように、これまでの私の、この期間、仕事に、担当職員初め全体のこの事務について私の不行き届きがあったことについては、おわびを申し上げます。同時に、今後このようなことが起こらないように充分気をつけて仕事に努めたいといます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） おわびを申し上げるという言葉はわかったんですよ。その実体は何ですかということです。どうされますか。今日だって、大事な時間、審議の時間のほとんどを使ってこれをつくったわけじゃありませんか。定例会というのは、開会時間と閉会時間が決まっているんですよ、町長。請求されたのは町長です。今日を指命されたのも町長じゃありませんか。違いますか。きちんと説明できる報告をして審議をいただくと、採決に入るといふこと

じゃありませんか。まだ、本日に予定された会議、ほとんど残っていますよ。それで、ただおわびをしたいという一言で、それでよろしいんですか。税というのは、申すまでもなく、町の根幹じゃありませんか、町長。税があつて初めて町は仕事ができるんじゃないじゃありませんか。たった6時間でできたんですよ、町長。2日かからないじゃありませんか、町長。議運の委員から、さまざまな意見が出されて、返還方針が決まったわけじゃありませんか。すみません、ごめんなさいでいいんですか、町長。7,000人の町民の皆さんの財産、命を預かっているのが町長じゃありませんか。それは適正に事務を行うと。間違いは誰でもあると思いますよ、それをやっぱり正すというのが町長のお仕事じゃありませんか。事務が進んでいなかったら、それも当然、早目早目にきちんとする。課長を含めているわけですから、話し合つて問題点を明らかにして解決をします。

半年間やっていなかったから申しわけなかったで済むんですか、町長。やっていなかったというのは町長の監督責任ですよ。ご自分で今おっしゃったわけですから。それは陳謝で済むんですか、町長。町長のご発言というのは、大変重いというふうに伺っております。よく町長、今日のことを考えてみて下さい。税金とはそもそもどういうことなのかと。それは町長、お認めになったんですよ、ご自分の瑕疵を。お認めになられたのであれば、しかるべきそれに対する形というものが当然示されるべきじゃありませんか。

それだけ大事な問題が今あるということじゃありませんか、町長。そのためにみんなで、この半日間ですよ、10時から。だって、職員の皆さん、本当に皆さん知恵を出してこれをつくっていただいたんじゃないじゃありませんか。町長、お認めになったら、きちんとそれを形で示してください。

○議長（大地達夫君） 3回目の答弁です。留意してご答弁ください。

石田町長。

○町長（石田義廣君） お答えが重複いたしますが、この固定資産税の過誤納の還付事務につきましては、明許繰り越しをお願いをしております。そういう中で、この半年近くの間、事務がおくれたことについては陳謝申し上げ、また今後、この事務を年度内の完成を目指して、しっかりと目標を達成できるように努力することが私の責任であると思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

通常の業務をやっていたらこういうことにはならなかったと思うんですけども、じゃ、現実的に町で。

もう一度言います。マイクが入っていなかった。通常の業務であつたらこういう形で、簡単に言えば人件費、あと課長勤務がありましたけれども、総額で幾らかかっているんですか、町長さん。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 申しわけございません、今のお言葉が聞き取れませんでした。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） もう一度言います。

人件費は今、600万円という話は聞きました。じゃ、これにかかる事務費ですね、これは。そういうのを含めて、じゃ、私たちだったら滞納も追徴がありますよね。町なら加算金みたいな、払いますよね。含めて幾ら町が負担しなきゃならないんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど600万円ほどということで数字が出ておりましたが、先ほど説明の中にもあつたかと思いますが、この通常業務の中で職員の皆さんが工夫して、また時間外として金額的には300時間程度と確保をお願いしてございますので、そういう中でその他の時間については、主に通常業務の中で対応していただくということで考えております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 私は、幾ら余分にかかっているかという質問です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 金額的には先ほど数字が出ておりますけれども、その内容を通常業務の中でこの仕事をさせていただくということでやっていきますので、工夫をしてお願いしていきますので、私はそのように理解してございます。

○議長（大地達夫君） 少々お待ちください。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 今般のこの返還事務にかかわりまして、今現在、把握してあります返還金、還付加算金も含めまして691万5,900円で、本年度予算に計上させていただいてあります残業代60万円、臨時職員90万円、事務費20万円の約860万円ほどの事務費になっております。

○議長（大地達夫君） その中でおさまってくる。

○税務住民課長（齋藤 浩君） はい。

○議長（大地達夫君） 答弁に何か不足がありましたか。

はい、どうぞ。1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） ちゃんと質問を言っているつもりなんですけれども。

還付金は、これは余分にもらっていたからしょうがないよね。これは返さなきゃいけない。じゃ、そのほかに何が必要だと、幾らかかって、これを完了するまで、3月末までに幾らかかるのと。人件費は内部で処理するからいいような話だけれども、先日もらったのは休日祭日、残業も含めて入っていると、臨時職員も入っていると、そういうのを含めて今、総務課長は600万円かかるという言い方をした。じゃ、総体で、還付金はいいんだよ、もらい過ぎたものは返さなきゃいけない。じゃ、別に幾らかかっているんだと。

○議長（大地達夫君） 還付加算金。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど総務課長のほうから600万円ほどという数字をお伝え申しあげまして、そういう中で賃金として60万円、予算化させていただいております。そういうことで、残りの540万円については、既定の事務の中で処理させていただくというようなことでございます。

○議長（大地達夫君） 還付加算金なんじゃないの。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 先ほど還付金及び人件費、事務費のお話で860万円ほどというふうにお話しさせていただきましたが、本来、返すべき金額の650万円ほどを抜きまして、208万円ほどの通常事務からオーバーしている分になると考えます。

適正に事務が行われていれば、その還付金のほかに事務費はかかりませんので、その金額につきましては208万円ほどというふうに捉えております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 議長、悪いんですけれども、質問に答えてないじゃないですか。

余分にもらった金は、固定資産税は返さなきゃいけない、これはわかっています。じゃ、ほかに何がかかっているんだと。この事務だって、適正にやっていたら、かからない事務ですよ。ほかに事務事業ができるわけですよ。余分な事業をやっているわけですよ。それは600万円やっているわけですよ。やらなくてもいい事業です。事務です。だって、還付加算金が抜けているじゃないですか。トータルで600万円プラス、あと臨時職員、還付加算金と、それが町の損害

じゃないですか、町長。それをあなたは頭を下げて、いいのですかというのが石井議員の質問じゃないですか。そんな失敗ばかりしていて、それで済むんですか。町に明らかに損害をかけていると言っているのは、私が毎回言っているのは、あなたは権限者だ、執行者だ、そういう言い方をしている。それは、税金の徴収の権限はあなたしかないんですよ。課長は事務担当ですから、あなたが全ての責任者ですよ。それが、プラス幾らかかっているんですかと、それはあなたの責任じゃないですかと石井議員はおとなしいから言えなただけですよ。それはあなたの責任だということですよ。それはどうするんですかと、町に損害を与えていると、それで頭を下げて済むんですかというのが石井議員の質問ですよ。

○議長（大地達夫君） 還付加算金は出ないの。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 還付加算金につきましては、令和元年度末、令和2年3月末をもって計算しておりまして、その額につきましては38万1,900円を予定しておりました。先日、報告させていただいております8月末現在におきましては、そのうちの15万8,300円を還付させていただいております。

○議長（大地達夫君） 課長からないですか。いいですか。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） ただいまの発言をちょっと修正させていただきます。8月現在、15万8,300円を還付加算金として返していまして、トータルでは21万8,000円返還しております。この金額につきましては、先ほど申しましたとおり、38万1,900円は令和元年度、年度末、令和2年の3月31日現在で計算しておりますので、事務執行が早まればその額が小さくなるというものでございます。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 同じような答弁になりますが、とにかくこの固定資産税の過誤納徴収に係るこの還付事務か、そのことについては以前から私の責任において、責任であるということは認めて、私はおります。ミスであると。しかし、このことについては今後しっかりと二度とないように事務を進めていって、この還付事務を全うすることが私の責務であるということで、私はそれ以上の責任云々ということには言及いたしません。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 質問の趣旨をかえます。

ただいま670万円ですね、全体で。それは町長がお支払いするんですか。事務費ですよ。仮想の事務費と言ってもいいと思います、還付金も含めて。まさか税金じゃないでしょうね、町長。何で町民が負担しなきゃいけないんですか。どうして町民が負担しなくちゃいけないんですか。理由を説明してください、このことについて。そうであれば、町長が負担するんだったらわかりますよ。町民が負担するということであれば、なぜそうなるのか、それを説明してください。

(「休憩。答弁、長いよ。議長」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 休憩しますか。

(「議長、休憩したいです」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 暫時休憩。

(午後 5時09分)

○議長(大地達夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時58分)

○議長(大地達夫君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) 先ほどの石井議員さんのご質問にお答えいたしますが、私は今までもお答えしてきましたように、今の税務課の課長初め、職員の体系の中で努力をしていただくということで考えております。別途の金額ということについては、私は全く考えておりません。

また、この事務が発生した中で、還付加算金とか幾分かの費用がかかっていると思いますが、それは事務のミスとして認める中で、今後この事務のしっかりとした対応をしていくということでございます。

○議長(大地達夫君) ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番(石井芳清君) 私の質問にお答えになっていないんじゃないでしょうか。

お答えがないので、もう一つ。一般的にこういうことが起きた場合に、似たような事例、どのような対応をされているかという資料はお持ちですか。あればちょっとそれを紹介していただきたい。

○議長(大地達夫君) 意味がよく把握できないということなので、もう一度お願いします。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

一般的にこういう、要するに税に関する、町税に関するミスが起きた場合、県内でも結構なんですけれども、どういう事例があるのか、それについてお尋ねいたします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） こういう状況になった場合、どういう事例があるかということについては、私は把握をしておりません。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 新聞報道等でもいいので、事務的な内容で事務官で結構です。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹仲弘君） 詳細、個別の事例を正確にお答えできる資料を今は手元に持ち合わせておりませんので、把握してございません。

○議長（大地達夫君） ほかに。

（「答弁になってないじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 把握をしてないと言っております。

6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 6番、貝塚。

これが任期最後の議会ということで、正直言って私も何一つ聞かずに過ごそうと思いましたが、けれども、議員の義務として、ひとつ町長にお聞きします。

10年間気がつかなかったということで、県の指摘によって、今議題になっている固定資産税の過納還付金、この事務について指摘をされて、気がついて事業をやってきたと。その中で、前任者、何人かの質問の中にいろいろと金銭的なことが説明されて、私も聞きました。

そういう中で、約二百何十万円かの損金が生ずると。それについて町長はこれから努力して年内にその事業を終わらすと、それが私の責任を果たす行為だというような、私は解釈で聞いたんですけれども、前任者、石井議員が先ほど休憩前に入るときにその不足金というか、金額について、どこでどうやって払うんですかと、一般財源から払うんじゃないんですかという質問があって、今再開して答弁を聞くと、全くその答えになっていないと私は思いました。

いろいろと過去にいろんな事件があって、町長そのものも、自身も過去の課長時代、職員時代にもいろんなことがあったと思いますよ。ですから、御宿町は事故を起こしたときにどういう責任をとってきたかということもわかっておると思いますけれども、町長がなってから盗撮事件というのがありましたよね。それに対して、私の記憶では、町長が監督責任をとって何か

月間の減給をしたとかどうのということはないように思います。先ほどから町長が答弁しているような、今後こういうことのないように気をつけていくのが私の責任のとり方だというような話できたというふうに私は思っておりますけれども、今回も町長になってからですよ。10年間ですよ。そして事務作業をこのような時間をかけて、はっきりと今後の事務作業が示されました。

だけど、石井議員が聞いているのは、これはこれで私たちは町民にきちっと説明ができますよということと了解したと解釈していますけれども、じゃ、この二百何十万円かの損金をどうやって払うんですかと、税金で払うんですかと。当然これは町が払うんですから税金ですよ。一般財源、町民からいただいたお金ですよ。はっきり言って、町の予算の3分の1しか御宿町民はないんですよ。自主財源はそれしかないんです。あとは全国の国民が納めた税金をいただいているんですよ。そういう認識のもとで御宿町の予算が組み立てられていると、私はそういうふうに思っておるんですけれども。

ですから、そういうところをきちっと認識したら、私は今石井議員が質問したように、この千葉県内あるいは全国、税に関して何かあったときのその首長はどういう処分をしたか、どういふことがありましたかと。知らないね。私は全然ないと思いません。どこかの町村で大なり小なりの責任は首長が明確にしているという事例があると思いますよ。それを石井議員が聞いたけれども、知りませんと。これはおかしいと思いますよ。私が聞いた範囲内では、県内にも何件かあるという、過去に事例があると聞いています。調べてみたらどうですか、どんな事例があるか。なければ今言ったような、町長が知らないで、それで済むんですかということなんですよ。

先の首長選挙で大勝して、再び町民の信任を得たということであろうと思いますけれども、私たちは同じ町民からやはり選ばれたんです。そして私たちの義務は、きちっと議会で予算が正しく執行されているかどうか、そういうところをきちっと調査したり監督したりして、議会というものは行っていくんだらうと思います。

ですから、今のような、わからない、知らない、そういう事例は知らない、それは私は町長として無責任でないかと思えますよ。何で課長さんやほかの、聞かないんですか。おまえたち知っているか、そういうのはあるか、どうだい局長、ちょっと調べてくれよと、何でそういう優しい答弁ができないんですか。いや、私はないことはないと思えますよ。全国あるいは千葉県。それは誠心誠意、町のために首長として私は御宿町を運営していきますと、そうじゃないかと思うんですけれどもね。私たちは本当に責任を持って御宿町を私は任されているんですよ。

ということを、きちっとここに示してくださいよ。

もう今ここに並んでいる議員は9月をもってというか、もう17日をもって選挙があります。そこで選ばれるかどうかはわかりませんが、最後の議会ですよ。私としても、最後の議会ぐらいきちっとした、町民が石田町長を選んでよかったな、議会ともうまくいっているなということを示して終わらせたいというふうに思っていましたけれども、どうもそこまで私は納得いかなくなっちゃった。今の石田町長の答弁で、町長考えてくださいよ、そのぐらい何で調べられないんですか。じゃ、ちょっと調べる時間をくださいとか、何で言えないんですか。

まして今年はいろんなことがあって、自然の気象状況にもよりますけれども、御宿の一番の稼ぎ時は夏です。その夏で、この議会の冒頭に町長は3割減だったという報告をしてくれましたよね。それと、一昨日の台風15号によって、いろんな被害が高じております。町長が先ほど被害報告をしていただきましたけれども、あれは公共施設です。個人の施設は大変なところがいっぱいあります。ましてひとり暮らしのところへ、きのう私は何人か顔を出しました。困ってました。これから先どうやって、雨でも降ったら私はどうしたらいいだろうかと、不安でいっぱいですという声を聞いてきましたよ。

私は最後にこのことを町長にお願いして、早急に町を挙げて調べて、困っている人がいたら何らかの形で手を差し伸べてあげる。そうしてくださいとお願いして、私はこの議会を終わらそうと思っていたんですけども、200万円というのは個人にしてみれば大変な金額ですよ。それについて何の責任も感じない。ですから、これからは一生懸命やります、年内にご迷惑をかけた人たちにはきちっとやりますと言ってはいますけれども、そういう私のという、その謝り方は、町長、10年間で何回してきました。もっと議会と対話をすれば、仮に10回したとしたら二、三回で済んでいたはずですよ。こんなことは過去にもいっぱいありましたよね。

今回だってそうですよ。もう終わりなんです。本来でしたら4日の議会で終わって、元気でまた会いましょうという状況だったんじゃないかと私は思いますよ。そうしたかったんですよ、私も。8期32年間、町民の皆さんにご支援を受けて議員をやってきましたけれども、どうなんですか町長、調べて石井議員の質問に答えてくれませんか。絶対に県内でないということはないと思いますので、それ対して町長はどう対応するか、そういう事例はあるけれども、私は私の信念でこの事業を年度内に完成することが、ご迷惑をかける皆さんに対して一番の誠意だということか、それに対する余分にかかるお金、この一般財源に対するそこから出ていくお金、それに対して何の責任も感じない、それはおかしいと思いますよ。

町民が納めた、はっきり言って全国民から納めたお金をいただいて町を運営しているんですから、1円たりとも無駄にしちゃいけない。その心構えで町長として町を運営していくのであれば、200万円というお金は大変な額ですよ。1円たりとも無駄にしないという心構えからすれば大変なお金ですよ。それに対して、ただただ、これからはちゃんとやっていきますよ、監督していきますよ、それが私の務めですと言うのであれば、これはちょっと私はおかしいと思うんで、聞かなくてもいいことを聞いてしまいましたけれども、どうなんですか、調べる気持ちもないんですか。調べたら困ることはあるんですかね。

私は絶対あると思いますよ。この税に関する事じゃなくても、首長はちゃんと責任を明確にして、その代表としてこういうことをしますという事例はいっぱいあると思うんですよ。ぜひ調べて回答してください。それに対して町長はどう対応するのか、どう考えて、こういう事例があるけれども私はこうですよと、もう一度この議場で説明してください。

それから、議長、その後に質問がなければ、この補正予算に対して議決を諮っていただいて結構です。それまでは議決をしないでください。調べてもらってください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1つには、このたびのこの件に関しまして、私は自分の金銭とか、そういうことで賠償する考えは毛頭、全くありません。

今、事例のことを言われましたけれども、事例を調査する考えもありません。私は自分の考えに基づいて行いました。先ほど申し上げましたけれども、幾分かの今、賃金とか補正予算をいただいていますけれども、そういう中で、今の課長を初め事務体系の中でご努力をいただくと、そしてしっかりと還付事務をやっていくと、これが私の責任を全うすることです。

○議長（大地達夫君） 6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 調べる意思は全くないという答弁でした。

私は何代かの町長と一緒にやってきましたけれども、このような答弁をいただいたのは全く初めてです、過去には記憶はありません。それなりに調べて、きちっとした答弁をいただいておりますけれども、その意思がないというのであれば、これ以上聞いても何にもならないので、私の質問は、もうちょっと議会の話にも耳を傾けて、話し合いながら膝を交えて協議をしながらというような、先の選挙で町長がおっしゃっていたような気もするんで、そういうことだったんですけれども、そのようなことであれば全く議会の意見は無視ということだろうというふうに思いますので、これ以上私も聞きません。あとは議会の運営は議長にありますので、私の質問はこれで終わりますので、ですから答弁は要りません。ですから、あとは議長、判断して

ください。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

7番、伊藤博明君が離席しており、現在の出席議員は8名で採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（大地達夫君） 賛成少数です。

よって、議案第7号は否決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第2、議案第8号 平成30年度御宿町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第8号 平成30年度御宿町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

初めに、事業概要でございますが、決算書11ページをお開きください。

上段イの、年度末における給水戸数ですが、3,844戸となり、前年度に比べ11戸の増となりました。

次に、ロの給水人口は7,317人、前年度比59人、0.8%の減となりました。

次に、ハの給水量ですが、年間総給水量は92万9,922立方メートル、前年度比2.3%の増となりました。

続いて、下段ニの使用水量は86万7,364立方メートルで、ハの給水量に対する有収率は

93.27%となり、前年度比3.17ポイントの減となりました。漏水が多かったことから給水量が増加したためと考えられます。

今後も、各配水池における深夜帯の配水量変化などを職員で小まめに確認することで、漏水の初期段階発見と早期対応に努め、有収率を上げるように努力してまいりたいと考えます。

次に、建設改良に係る工事概要についてですが、10ページをお開きください。

中段の表にまとめさせていただきました。

主な内容として、原水流入電動弁更新工事、1号送水ポンプ・電動仕切弁等更新工事、第2配水池屋根防水改修工事などを実施し、税抜2,927万9,000円を執行しました。

続いて、経理状況について説明申し上げます。

1、2ページをお開きください。

収益的収支の決算状況ですが、収入については、水道事業収益が3億3,627万7,750円、前年度比1.67%の減となりました。内訳は、水道料金などの営業収益が2億3,917万5,882円、町と県からの高料金対策補助金などの営業外収益が9,710万1,868円です。

次に、支出ですが、水道事業費用は3億3,370万41円、前年度比2.95%の増となりました。

内容としては、減価償却費や受水費など、営業費用が全体の約98%を占めております。前年度と比較し、水道事業費用が957万6,478円増加しておりますが、これは主に、平成29年度に浄水場中央監視設備等更新工事が完了したため、減価償却費が増加したことが挙げられます。

次に、資本的収支ですが、決算書の3、4ページをお開きください。

資本的収入額は371万5,200円、内容は水道加入金です。

資本的支出額は4,560万8,557円となりました。内容は、建設改良費と企業債償還金です。

収入が支出に対して不足する額4,189万3,357円は、当年度分消費税資本的収支調整額244万7,920円と過年度分損益勘定留保資金3,944万5,437円で補填しました。

続いて、5ページをお開きください。損益計算書について説明いたします。

消費税抜きでの記載としておりますので、先ほど説明申し上げました収支決算とは消費税相当額の差異が生じておりますので、ご承知おきください。

1、営業収益ですが、給水収益が2億2,102万3,137円で、前年度に比べ約119万5,000円の減となりました。給水人口の減少や水道設備が節水型になってきていることなどが原因と考えられます。

2、営業費用ですが、平成29年度に浄水場中央監視設備等更新工事が完了したため、減価償却費が増加したことなどで、約614万6,000円増加し、総額3億1,394万5,768円となりました。

3、営業外収益ですが、（1）受取利息及び配当金は112万3,629円です。引き続き留保資金の効果的運用に努めているところです。

この結果、収支ベースで15万6,109円の当年度純利益が発生し、平成25年度から6年連続、黒字決算となりました。

続いて、7、8ページをお開きください。

貸借対照表について説明いたします。

1、固定資産ですが、土地や建物、機械設備等に係る帳簿上の残存価値であり、年度末固定資産合計は27億1,699万8,565円となりました。前年度に比べ約9,549万円減少しております。

2、流動資産は、合計10億4,129万965円、前年度比約3,900万円の増となりました。

3、固定負債ですが、企業債残高のうち、令和2年度以降支出予定額を計上しております。内訳につきましては、第3次拡張事業に係るものと、浄水場中央監視設備等更新工事に係る借り入れとなっております。

4、流動負債は、合計1,471万4,254円となりました。（1）企業債については、令和元年度償還額を計上、（2）引当金については、令和元年度6月分賞与に係る引当分を計上しています。

5、繰延収益は、みなし償却制度廃止に伴い、平成26年度から決算仕訳しているものであり、国・県補助金や納付金について長期前受金として計上し、収益化累計額は19億7,989万1,288円となっております。

7、剰余金は、主に損益勘定に係る累計額を計上しており、累積欠損は生じていないことから、（2）ロ、当年度未処分利益剰余金は3億6,609万6,762円となり、剰余金合計は6億8,507万2,062円となっております。

続いて、14ページをお開きください。

現金の動きを示すキャッシュフローについて説明いたします。

上段の業務活動によるキャッシュフローですが、収益的収支に係る当年度純利益15万6,109円や、減価償却費1億2,958万3,968円などにより、約8,200万円の増となりました。

次に、中段の投資活動によるキャッシュフローについては、原水流入電動弁更新工事や1号送水ポンプ・電動仕切弁等更新工事などに係る有形固定資産の取得により、約3,100万円の減となりました。

次に、下段の財務活動によるキャッシュフローについては、建設改良等の企業債償還により、約900万円の減となりました。

これらにより、水道事業全体のキャッシュフローでは、平成30年度末の資金期末残高は6億7,517万1,395円となり、平成30年度期首残高6億3,300万4,764円に対し4,216万6,631円の増加となっております。

今後につきましても、引き続き安全な水の供給と安定した経営を維持するため、経常費用抑制に努めるとともに、決算審査意見書にご指摘いただいた内容を十分に踏まえ、経営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから平成30年度御宿町水道事業会計の決算につきまして監査報告をいたします。

令和元年6月17日、午前9時30分から役場会議室におきまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査を行いました。決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正当であると認められました。

なお、詳細につきましては平成30年度御宿町水道事業会計決算審査意見書によって報告してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

15ページであります。収益費用明細書、水道事業費用ということで、19節受水費という項目があるわけですが、この決算事務はどういう事務があるのか。この事務については、さまざまな協議が各団体ともされているやに伺っております。その内容について説明をいただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） この受水費につきましては、南房総広域水道事業団からの受水費でございます。税抜9,788万4,284円。30年度の年間受水量につきましては、34万6,556立方メートルでございました。年間給水量92万9,922立方メートルの37.3%にあたるものでございます。こちらにつきましては年度契約、年度の協定ですね、年間申し込みの量、あと1日最大受水量等を協定で決めて、毎月受水させていただいているものでございます。

○議長（大地達夫君） 答弁、まだありました。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 大変失礼いたしました。広域化の件についてでございますね。

広域化、統合とも申しておりますが、統合には、用水供給事業の統合と末端給水事業の統合と2つございます。

この南房総広域水道企業団にかかわるのは、その用水供給事業でございますが、これの統合につきまして千葉県では、九十九里南房総地域の用水供給事業体と県営水道との統合の進め方について、県内水道の統合広域化の進め方を示し、平成27年7月に最終意向確認を実施したところ、全ての関係市町村等から合意が得られたので、合意に基づき、現在、統合広域化の検討が進められております。

こちらの統合の進め方としましては、第1ステップが経営統合です。これにより、経営主体が企業団から県営水道に変わりますが、県が従前の地域別、県営水道地域、九十九里地域、南房総地域で事業を運営いたします。

次に、第2ステップは事業統合です。会計を一本化し、用水供給料金の平準化を図ります。用水供給料金平準化のために必要となる新たな財政措置については、県と九十九里、南房総地域の市町村で負担します。その負担について今後、県から案が示される予定となっております。

現在は、第1ステップ、経営統合の前段階です。若干事務と申しますか、進みがおくれておりますが、これにつきましては、県において市町村の意見を聞きながら先ほどの負担金を算定しておりますが、これに時間を要しているということでございます。

用水供給事業体の統合と並行しまして、南房総地域における末端給水事業体の統合につきましては、令和6年度の統合に向け現在、統合研究会や作業部会などで協議、検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。受水費と書いてありますけれども、それ以外にも町内で水ですね。当然ダムとかあるわけでありますから、細かいことというよりも、先ほど一般会計補正の中で、今の台風災害、その言及がありましたけれども、今日、新聞を持ってきております。まだ、今朝段階でも台風15号がどういう影響があったかということが、まだほとんど把握できていないと。この中で、水道事業なんですけれども、山武地域では断水の可能性があるということで、

県は給水車を出すというような新聞報道になっております。

そういう中で、じゃ、そういう危機管理ですよ。御宿町は先ほど、今日ですか冒頭、こういうことがありましたということで町長から説明がございました。今後、まだ台風も、何か今年是非常に、状況もあるやに天気予報、情報は伝えております。そういう中で、じゃ、水道事業としてそういう危機管理、もしあった場合にどういう対応がとれるのかということを引きちんと明らかにしていただきたいと思います。例えば全電源喪失ですよ。今この房総の、ご存知のあの山武地域ではそういう状況になっているようですので、そういうことも含めてどういうことが可能なのか、それについてきちんと説明をいただきたいと思いません。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 御宿町におきましては、この台風15号においては、特に断水等がなくてよかったわけですが、もし停電とかがあった場合に、御宿町浄水場の非常用自家発電稼働時間につきましては、軽油のタンクが390立方メートルでございます。消費量としましては1時間22.4立方メートルですので、17時間稼働することができます。

ちなみに平成28年度に断続的に稼働したときには、時間10立方メートルの使用でしたので39時間稼働することができました。フルの停電であれば17時間ということでございます。

あと、燃料切れなどによりましてこの自家発電機が稼働しなくなった場合についてでございますが、その場合の住民生活への対応ということですが、御宿町浄水場の有効水量から、飲料水、1人1日3リットルとして計算しますと、住民全員に約6日間の対応が可能となっております。

また、あわせて、先ほど統合というお話がございましたが、南房総広域水道企業団事務局に、構成市町で検討しました結果、夷隅地域の浄水場につきましては、災害時のため自己水源を残す方向で、各市町に1カ所とする案が今、示されているところでございます。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

いわゆる水源の多元化といいましょか、多元的な御宿町は処置をするし、それについては今後の統合についても1カ所ということで今、話し合いが進んでいるということですね。

先ほどちょっと、質問なんで、わかりにくかったのは、6日間と直前で報告されましたね。その6日間という意味がよくわからないんですけれども、例えば配水タンクと申しましょか、

貯水タンクがありますよね、大きいのが。それが何リットルで幾らなのかと。

それと、もう一つは、例えば、今般は台風なんですけれども、台風にしても土砂崩れ等で例えば送水管等が途中で、現実的には中国地方での災害でありましたですね。浄水場が土砂に、それから送水管が崩れるということがあったわけでありますから、そういう場合は、町の担当の中でダムと浄水場、あと電気があれば送水できるわけでありますから、そういうことが可能なかどうかどうなのか。要するに、多元化と言っている中身はどういうことなのか、それから、タンクのみだったらどの程度できるのかということだろうと思います。ちょっとその辺が聞いていてわからなかったので、その辺のところをもう一度、丁寧に説明していただきたいと思いません。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） このことにつきまして防災計画のほうに記載がございまして、先ほど申し上げましたのは、浄水場にタンクがございまして。そのタンクの容量を人口で割りまして、1人1日3リットル使うとして、逆算して約6日間、浄水場のタンクの水をお配りした場合に6日間もつという話でございまして。

その前の自家発電機につきましては、浄水場が動きますので、それは水は送られます。そこで水がもし送られなくなった場合に、浄水場のタンクでそこからお配りするわけなんです、その場合は6日間分、水があるということでございまして。

○議長（大地達夫君） よろしいですか。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

浄水用そのものともう一つは御宿台ですか、2カ所に配水池と申しましょうか、タンクがございましてね。あれが仮に使えた場合、それはどの程度なんですか。それは今課長が説明した浄水場の施設内にあるものということなんですか、それともそれを含めてということですか。

それともう一点。その給水のポンプ車というんですか、給水車、これは大規模災害の場合は当然ほかから借りるわけにはいきませんので、そういう場合は御宿町はどういうふうになっているのかということについて、ちょっと説明いただきたいと思いません。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 先ほど申し上げましたのは、浄水場のタンクのための話でございまして、議員さんのおっしゃる配水池ですね。配水池は3カ所ございまして、配水池だけを見ますと、1人1日3リットルで、飲み水だけを考えますと60日分もつという計算だと思いません。

給水車につきましては、千葉県及び県内の各市町村と水道災害相互応援協定を結んでおりますので、その協定に基づき速やかに応援申請し、給水していただくこととなります。

また、町内におきましては、本年度の当初予算で応急給水に使えるタンクを2台ほど買わせていただいております。それは軽トラックのタンクに積んで、浄水場で水を汲んで現地に行き、そこから分岐をしてポリタンクにお配りするというものでございます。これにつきましては、本年度2個買わせていただきましたが、来年度以降も計画的に購入していきたいというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 断片的な説明なので、トータルがちょっとのみ込めないんですが、それはそれとしまして、例えば御宿町には一般的に、これは消防のほうなんでしょうけれども、貯水タンクありますよね。それを耐震にして、しかも飲料水として使えるというような対応をとっている自治体もあるように伺っています。御宿町はそういうものはあるんでしょうか、ないんでしょうか。もう今課長がおっしゃったものしかない、あとはペットボトルですか、水とするとね。ということなんでしょうか。

それから、今、防災の備蓄の中では、例えば泥水なんかもこして、きちんと飲料水として使えるというようなところを、そういうものもきちんと防災の備蓄の中に入れてやるやに伺っております。そういうことも含めて水道をどう提供していくのかということも私は必要だと思うんですね。そのようなところについては、水道としてはどのように考えているのか、全体。そういうことは必要ないということなんでしょうか。それについてきちんと、飲料水というのが、町長と福島にも3.11のときにお伺いしましたがけれども、水が一番大事だというお話も伺っております。そういう中で、そういうものをどこまでを水道として提供していくのかと、考えとしてあるのかということも私は承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 私のほうから、耐震貯水の関係と、それから備蓄の関係ということでお話をさせていただきます。

耐震貯水のタイプの中で、震災等が発生した場合に、そもそも流れている水道の水を取り込んで、震災等が起きたときには遮断をするというような技術的な部分の防火水槽というのは今も多分あると思いますけれども、当町での耐震貯水の中では、そうした機能を持っているものはございません。

それから、あと、差し当たっての飲料水といいますか、避難所等にお配りできる550ミリ程

度のペットボトルの備蓄につきましては、ペットボトルで9,144本現在所有、備蓄をしておるような状況でございます。

そのほかに、そうしたものの賞味期限の切れた中での、生活用水等で使えるということで、形態としてはやはりペットボトルかと思いますが、リッター数にして8,510リットル程度のものを備蓄しておる状況でございます。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 先ほどはわかりにくくて、どうも申しわけございません。

浄水場と配水池と、それぞれで水を給水することができます。浄水場についてが6日分です。住民6日分。配水池3カ所を合計しますと60日分と。基本的には浄水場で水をお配りする予定なんです、それでも足りない場合は、配水池のほうでお配りするということを考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

マニュアルを見てという話、そうなった場合いきませんので、きちんとすらすら暗記するぐらいの私は期間をいただきたいと思うんですね。

最後の部分なんですけれども、そこまで町民が行けますか。避難場所だつてやっとの思いです。重いものをどうやって帰るんですか。そういうことは想定されないんですか。そういうことはどうされるんですか。もう大変な思いしていますよ、今、山武郡住民の方は。電気も来ないで冷蔵庫は全部とまっているそうです、昼間のニュース。スーパーとかなんかは全部売り切れで、ガソリンスタンドは手でやっている。長蛇の列、しかも給水車もないと。

浄水場と配水池ですか、そこに住民の皆さん来てくださいという話をあなたはされているんですよ。何人の方が行けますか。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 言葉が足りなくて大変申しわけございません。浄水場と配水池でももちろんお配りすることができますが、一般的には、先ほど申し上げました給水車、応援協定に基づく給水車を待つと。それまでの間は、本年度予算で買わせていただいたタンクをトラックに積んで、町なかに出て、そこでお配りするということを考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 大事な問題です。

それにしても、道路の損壊だとかたくさんあるじゃありませんか。これから順次それは増やしていくというお話をいただきましたけれども、そんなに大きな町、広い町じゃなくて、ボランティアの方もたくさんいらっしゃいます、町民の皆さんの協力も私はいただけるとは思ってはいますが、ちょっと何か心もとない感じがしますね。

広域災害になった場合なんかは相当来ないんじゃないじゃありませんか。今般もこれは君津でしたか、鉄塔は送電線が2塔倒壊と先ほども、どの程度かはわからないじゃありませんか。現実には起きているんですよ、この県内でそういうことが。そこで具体的にどういうふうにシミュレーション、要するに机上でもいいんですけれども、それを想定してシミュレーションをかけて何が足りないのか、それを明確にするということが大事じゃありませんか。それは確かに一気に全部整備するという事は難しいかもわかりませんが、じゃ、その場合は、その部分はどういうふうに手当てをしていくのかということなどが当然あるわけですよ。ということはどうなんでしょう。最後にしますけれども。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 確かに、道路事情が悪くなりますと車が通れなくなることも考えられます。今我々が考えているのは軽自動車でございますので、そういった場合はなるべく近くまで行き、お配りすることができればというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 水道会計のことで、今議論されているんですけども、私は災害時の水の確保。以前、各避難所に防災井戸をつくったわけですけども、私も現地を確認しに行きました、2カ所ほどですね。確かに掘って、ガチャポンポンプがあって、その水の供給は水そのものはできるんですけども、この水が見ただけで、災害時に使える水かということになると、見る限り水に色がついていまして、見た目だけでもうこれは使える水ではないなと思って、これは関連でちょっと申しわけないですけども、これは利用が、利用関連とか、それだけ、この辺をやっばり通常に使えるような形にね。

○議長（大地達夫君） 土井議員。水道会計の決算です。

○8番（土井茂夫君） ですか。違いますか。じゃ、後でほかのことを、じゃ、します。

○議長（大地達夫君） はい、一般会計でしてください。

○8番（土井茂夫君） しょうがない、水だったから。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり認定することに決しました。

時間が押していますが、ここで10分間休憩いたします。

(午後 7時00分)

○議長(大地達夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 7時11分)

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第3、議案第9号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) それでは、議案第9号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

初めに、歳入歳出決算収支でございますが、決算書の25ページをお開きください。

平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額12億9,022万9,822円、歳出総額11億7,215万346円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億1,807万9,476円の黒字決算となりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は形式収支額と同額の1億

1,807万9,476円となりました。

それでは、平成30年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明させていただきます。

決算概要の1ページをお開きください。

初めに、制度改正についてですが、平成30年度の国保会計は国保の制度改正の初年度となりますので、会計の変更点等についてこちらにまとめさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹を担うものですが、各保険者の厳しい財政状況の中、安定的な財政運営を確保するため、法改正により、平成30年度から県が財政運営の責任主体となったところです。

会計に係る主な制度改正を、概要1ページの中段以降に記載させていただきますが、制度改正によりまして、都道府県にも国民健康保険特別会計が設置され、これまで町会計が受けていた国庫支出金、前期高齢者交付金等を県の特別会計で受け入れることとなったほか、市町村が支出する保険給付費等は、県から各市町村に保険給付費等交付金として全額交付されることとなっております。

また、町が徴収した国保税については、これまで町の支払う医療給付費等の財源としておりましたが、国民健康保険事業費等納付金として県へ納付する仕組みとなっております。

このような制度改正によりまして、会計規模が県単位となり、地域経済や町の医療費の増減が直接町国保会計へ及ぼす影響が抑制されたところです。

今後も、広域化がもたらした財政の安定化運営というメリットを生かし、より計画的な財政運営を行うとともに、各種健康診査や保健事業の充実、また保険税の収納率向上など、医療費の抑制や負担の公平性の確保に努めてまいります。

次に、2ページをご覧ください。

下段の保険加入者の状況ですが、人口減少に加え、短時間労働者の社会保険適用範囲の拡大などにより、近年、加入者数、加入率はともに減少が続いています。御宿町の加入者数ですが、平成30年度末で2,537人であり、前年度と比べ109人、4.1%の減。加入率については、前年度比1.2ポイント減の33.8%となりました。

加入者1人当たりの医療費は30万8,000円で、前年度と比べ1万3,000円の伸びとなっております。1人当たりの医療費の伸びは県全体でも同様の傾向にあります。

また、現年度保険税課税額を加入者数で除した1人当たりの平均課税額は9万4,000円で、広域化の効果などから、前年度と比べ1万3,000円の負担軽減となっております。

それでは、歳入歳出各款ごとの決算の状況について、説明をいたします。

決算概要の7ページの上段の表をご覧ください。

最初に歳入でございますが、1款国民健康保険税は、2億1,603万2,000円となり、前年度と比べ2,854万2,000円の減となりました。

国民健康保険税は、これまで町単位で支払う保険給付や後期高齢者支援金、介護保険金の財源としていましたが、制度改正により、県へ納付する国民健康保険事業費等納付金の財源に充てることとなりました。そのため、新たな制度での国民健康保険税の必要額は、県が各市町村へ示す納付額が基準となりますが、平成30年度分として県から示された納付額がこれまで町単位で算出していた必要額を下回ったことから、保険税全体の税率を引き下げたことが減額となった主な要因です。

徴収率は、現年度分で92.9%、過年度分は13.4%となっています。

2款使用料及び手数料の13万6,000円は、国保税の督促手数料です。

3款県支出金は、8億2,403万8,000円となり、前年度と比べ7億4,371万6,000円の増となりました。増額となった理由は、これまで県支出金の対象となっていなかった町が支出する保険給付金について、県が県内市町村からの納付金を原資にその相当額を各市町村へ交付する制度となったことによるものです。

4款繰入金は、7,514万9,000円となりました。前年度2,000万円を財政調整基金から繰り入れを行いましたが、平成30年度は繰り入れがなかったことなどから、前年度と比べ3,636万7,000円の減となりました。

5款繰越金は、平成29年度からの繰越金で、1億6,933万9,000円となり、前年度と比べ1,237万8,000円の増となりました。

6款諸収入は、交通事故などの第三者行為による返還金や医療費の請求誤りによる返還金であり、553万6,000円となりました。第三者行為による返還金が前年度を上回ったことなどから、145万9,000円の増となっています。

なお、国庫支出金以降は、制度改正により収入がありませんでしたが、前年度との比較のため表記してございます。

以上、歳入総額は12億9,023万円となり、前年度と比べ2億5,885万6,000円の減となりました。

次に、歳出でございますが、6ページ下段の表をご覧ください。

1款総務費は、1,648万7,000円で、前年度と比べ676万9,000円の減となりました。総務費は

国保担当職員の人件費のほか資格管理や保険税徴収等に係る経費が主な支出内容ですが、国保広域化に向けた町国保システムの改修が平成29年度に完了したことなどにより減額となりました。

2款保険給付費は、8億1,065万円となり、前年度に比べ384万4,000円の増となりました。医療費の保険者負担分である療養諸費は7億773万7,000円となり、被保険者の減などから前年度に比べ355万5,000円の減となりました。また、被保険者が負担限度額を超えた場合に支給する高額療養費は、1億405万3,000円となり、前年度と比べ682万9,000円の増、出産育児諸費は166万4,000円で42万円の増、葬祭諸費は75万円で15万円の増となっています。

3款国民健康保険事業費納付金は、制度改正により、平成30年度から創設された科目です。県全体の医療費等見込額をもとに県が各市町村の医療費や所得水準、国保加入者等に応じて納付額を示すもので、町国民健康保険税の必要額を算出する基準となるものです。

医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合算で、2億6,660万4,000円となりました。

4款共同事業拠出金は、ゼロ表示となっていますが、被保険者年金の受給者リスト作成事務を行うため、国保連合会へ154円支出しております。これまで、共同事業拠出金からは、県内保険者の医療費平準化のために、国保連合会が実施していた高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対して拠出金を支出していましたが、会計の広域化により当該事業が廃止となったことから、大きく減額となっております。

5款保健事業費は、1,040万円、前年度と比べ9万2,000円の減となりました。人間ドック助成事業や特定健診、保健指導などの経費となります。

6款基金積立金は、3,400万円で、前年度と比べ800万円の増となりました。前年度繰越金の5分の1を目安に積み立てております。

7款諸支出金は、対前年度比31.3%減の3,400万9,000円となりました。昨年度分の保険給付費確定に伴う国・県の法定割合分の精算金3,319万6,000円のほか、過年度分保険税の還付金等です。減額の主な要因は、昨年度行った過去の法定繰入金の一般会計繰出金2,000万円が減額となったことによるものです。

以上、歳出総額は11億7,215万円となり、前年度と比べ2億759万7,000円の減となりました。

また、決算概要には、3ページから5ページに歳入歳出各款ごとの決算の概要、また6ページから決算及び国民健康保険に関する各数値の過年度からの推移等について資料として添付させていただきます。

以上、御宿町国民健康保険特別会計決算の概要について説明をいたしました。決算審査の意見を踏まえ、今後も国保運営の適正化に努めてまいりたいと考えております。

なお、本決算につきましては、8月21日に開催されました国保運営協議会において承認をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから平成30年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

令和元年7月11日、12日、午前9時30分から役場会議室におきまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正当であるものと認められました。

なお、詳細につきましては平成30年度の御宿町監査意見書により報告させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、議案第10号 平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第10号 平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

初めに、歳入歳出決算収支ですが、決算書の9ページをお開きください。

平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額で1億4,727万3,636円、歳出総額1億4,705万6,636円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は21万7,000円の黒字決算となりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は形式収支額と同額の21万7,000円となっております。

それでは、平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明させていただきます。

決算概要の1ページをお開きください。

7行目から平成30年度の被保険者の状況について記載してございます。平成30年度の後期高齢者医療保険の加入者は1,931人、前年度と比べ34人増となっており、高齢化の進展により制度開始の平成20年度から比較すると268人の増となっています。

次に、中段の決算収支についてですが、平成30年度の歳入総額は1億4,727万4,000円となり、前年度と比べ711万1,000円の増となりました。増額となった主な要因は、保険料の改定や加入者増によるものです。

歳出総額は1億4,705万7,000円となり、前年度と比べ718万9,000円の増となりました。主な要因は、保険料の改定により広域連合会への納付金が増えたことや、制度改正に伴うシステム改修費が発生したことによるものです。

それでは、歳入歳出各款ごとの決算の状況について説明いたします。

決算概要の3ページをご覧ください。

最初に歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、1億1,376万3,000円で、前年度と比べ458万1,000円の増となりました。収納率は99.52%となっています。後期高齢者医療保険料は県内同一であり、千葉県後期高齢者医療広域連合により2年ごとに見直しが行われますが、平成30年度に保険料の見直しが行われ、均等割額が改定されたこと、また加入者が増加していること

などが増額となった主な要因です。

2 款使用料及び手数料 1 万 2,000 円は、保険料の督促手数料です。

3 款国庫支出金は、202 万 5,000 円となりました。保険料軽減制度の改定に伴うシステム改修委託費について、全額国から補助されたものです。

4 款繰入金は、全額一般会計からの繰入金で、3,098 万 8,000 円となり、前年度と比べ 78 万 5,000 円の増となりました。事務費に対しての繰入金は 37 万 3,000 円で、前年度と比べ 39 万 4,000 円の減となっています。また、低所得者に対する軽減により減額となった保険料分を一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金は、軽減額の基準となる均等割額が引き下げられたことにより軽減額総額が伸びたことから、前年度と比べ 118 万円の伸びとなりました。

5 款繰越金は、前年度からの繰越金で 29 万 5,000 円です。

6 款諸収入の 19 万円は、後期高齢者医療広域連合から過年度分保険料の還付金を受け入れたものです。

以上、歳入総額は 1 億 4,727 万 4,000 円となりました。

次に、歳出決算ですが、同ページの中段の表をご覧ください。

1 款総務費は 239 万 8,000 円となりました。保険料の賦課徴収等に係る支出で、前年度と比べ 163 万 1,000 円の増となっています。増額の主な要因は、国庫補助事業として行った保険料軽減制度改正に対応するシステム改修において 202 万 5,000 円の支出があったことによるものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比 4.1% 増の 1 億 4,445 万 2,000 円となりました。徴収した保険料及び一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金等を後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金です。保険料の改定等により増額となっています。

3 款諸支出金は 20 万 7,000 円です。過年度分保険料の還付金と過年度分の督促手数料についての精算金です。

以上、歳出総額は 1 億 4,705 万 7,000 円となりました。

なお、決算概要には、1 ページ下段から 2 ページに歳入歳出の各款ごとの決算の概要、また 3 ページから決算及び後期高齢者医療保険に関する各数値の推移等について資料として添付させていただいております。

以上、平成 30 年度後期高齢者医療特別会計決算の概要を申し上げますが、決算審査意見書におきましてご指摘いただいております事項につきまして、充分分析、検討を行い、今後の財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（大地達夫君）　ここで綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君）　それでは、私のほうから平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をさせていただきます。

令和元年7月11日、12日、午前9時30分から役場会議室におきまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正当であるものと認められました。

なお、詳細につきましては平成30年度御宿町決算審査意見書において報告させていただいておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君）　これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君）　10番、石井です。

歳入総額と歳出総額をもう一度説明していただけますか。

議長、先ほど読み上げましたよね。それをもう一度読み上げて。数字が合わない感じがしたので。

○議長（大地達夫君）　渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君）　歳入総額で1億4,727万3,636円、歳出総額で1億4,705万6,636円でございます。

○議長（大地達夫君）　10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君）　先ほど読み上げた数値はそれじゃなかったように記憶しておりますけれども。

ちょっと大事な問題なので、会議録に残る話だから、その辺ちょっと確認して、もし訂正が必要だったら訂正してください。どうも、数値が違うんです。

○議長（大地達夫君）　渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君）　私が説明の際に読んだのが、もしかしたら読み間違いがあるかもしれませんので、再度読み上げさせていただきます。

歳入総額で1億4,727万3,636円、歳出総額で1億4,705万6,636円でございます。

○議長（大地達夫君）　よろしいですか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 何が起きているかというのが、ちょっとよくわからないんですね。議員側もいろいろあるようですので、きちんと、何が起きたのかということはちょっと精査してもらえませんか。改めてこれがこういう新しい数字ですと言われても、何が起きたのかちょっとよくわからない。

○議長（大地達夫君） よろしいですか。

では、改めて、渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 歳入の1款後期高齢者医療保険料について、1億1,376万3,000円ということで決算概要のほうへ記載させていただいてございまして、私もそのように読んだつもりだったんですが、ちょっと読み間違いがあったというご指摘がございましたので、会議録等について確認させていただきたいと思います。会議録は、ちょっとまた後ほど確認させていただきたいと思います。

読み間違いについて、後期高齢者医療保険料は1億1,376万3,000円として訂正させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第11号 平成30年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出

決算の認定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第11号 平成30年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

初めに、歳入歳出決算収支ですが、決算書の21ページをお開きください。

平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額で11億1,332万5,689円、歳出総額10億2,839万5,952円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は8,492万9,737円の黒字決算となりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は形式収支額と同額の8,492万9,737円となりました。

それでは、平成30年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明させていただきます。

決算概要の1ページをお開きください。

3行目から、平成30年度の被保険者等の状況について記載してございます。

平成30年度の御宿町の65歳以上の方、第1号被保険者は年度末で3,700人、前年度と比べ26人の増加となっています。被保険者数は増加傾向にありますが、介護認定者数は昨年度の567人から11名減の556人となり、被保険者のうち要介護認定者が占める割合は、前年度から0.4ポイント減の15%。認定者のサービス利用料は、前年度から3.9ポイント減の85.3%となりました。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画の開始年度であり、計画に基づき介護保険料の改定を行ったとともに、適正な保険給付に努めました。また、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を送れるよう、介護予防事業の拡充や地域の人々が互いに助け合う体制づくりに取り組みました。

それでは、歳入歳出、各款ごとの決算の状況について説明をいたします。

決算概要の10ページをご覧ください。

最初に歳入ですが、1款介護保険料は、2億3,827万1,000円で、前年度と比べ5,027万7,000円の増となりました。収納率は99.2%となっています。第7期介護保険計画を踏まえた介護保険料の改定により、保険料基準額を5万2,800円から6万6,000円に見直したことから増額となっています。

2 款使用料及び手数料は、1 万9,000円で、介護保険料の督促手数料です。

3 款国庫支出金は、2 億4,055万1,000円となりました。このうち、保険給付費に対する国の法定負担金は、介護給付費の減から前年度比8.8%減の1 億6,874万7,000円となりました。

財政調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うために交付されるものですが、算定方式が後期高齢者の多い市町村に有利になる方式に変更となったことから、前年度比4.3%増の5,767万5,000円となりました。

地域支援事業交付金は、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業が完全実施となったことから、介護予防・日常生活支援総合事業において24.5%の増となっています。

また、平成30年度から創設された保険者の介護予防・自立支援・重度化防止への取り組みに対して交付される保険者機能強化推進交付金は201万1,000円の交付がありました。

4 款支払基金交付金は、2 億5,592万円となりました。社会保険診療報酬支払基金から交付される2号被保険者の保険料を原資に交付されるものであり、国と同様に介護保険給付費等交付金は前年度と比べ5.2%の減の2 億5,085万9,000円、地域支援事業支援交付金は前年度と比べ32%増の506万1,000円となりました。

5 款県支出金は、1 億5,737万4,000円となり、前年度比は0.4%の減です。県介護給付費等負担金は、前年度と比べ0.6%の減の1 億5,186万8,000円、地域支援事業交付金は合わせて550万6,000円となりました。国庫支出金に比べ減額率が低いのは、負担金の対象となる介護給付費において県の負担割合が国よりも高い施設給付費が伸びたことによるものです。

6 款繰入金は、全額一般会計からの繰入金で、1 億5,389万2,000円となり、前年度と比べ1.2%減となりました。保険給付費に対する町の負担金である介護給付費等繰入金は、前年度比1.4%減の1 億2,366万3,000円、地域支援事業繰入金は合わせて前年度比7.3%増の550万9,000円となりました。そのほか、低所得者に対する保険料の軽減に対して国・県負担分を合わせて一般会計から繰り入れる低所得者保険料軽減繰入金は21%増、介護認定審査、保険料賦課徴収など介護保険運営事務費に係るその他一般会計繰入金は3.5%の減となりました。

7 款繰越金は、前年度からの繰越金で6,710万円です。

8 款諸収入の19万8,000円は、認定調査の受託事務や第三者行為に係る納付金です。

以上、歳入総額は11億1,332万6,000円となりました。

次に、歳出決算ですが、決算概要の11ページをご覧ください。

1 款総務費は、職員人件費や介護認定業務、また資格管理、保険料賦課徴収等の事務に関するもので、前年度比5%減の2,191万6,000円となりました。減額の主な要因は、前年度行った

介護保険制度改正システム改修経費や認定調査に係る事務費が減額となったことによるものです。

2款保険給付費は、9億2,330万5,000円となり、前年度と比べ2,441万1,000円の減額となりました。介護サービス等諸費は、介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費で構成されており、要介護認定の方への保険給付費である介護サービス等諸費は、前年度比2.0%の減、8億2,845万9,000円、要支援認定の方への保険給付費である介護予防サービス等諸費は21.1%減の2,635万4,000円となりました。

このうち、居宅系介護サービスは要介護認定の方の訪問や通所系のサービスが減少したことや、また介護予防サービス等諸費において制度改正による支出科目の変更があったことなどから、前年度と比べ8.3%減の3億9,277万3,000円となりました。

また、施設介護サービス給付費については、老人福祉施設などの入所サービスが増えたことなどから、前年度比3.7%増の3億9,812万8,000円となっています。

高額医療合算介護サービス等諸費の減額は、制度改正により年間合算制度が設けられたことから、申請及び決定時期が翌年度となり、減額となっています。

3款地域支援事業費は、3,395万4,000円となり、前年度比19.7%の増となりました。介護予防・生活サービス事業費については、制度改正により要支援者への訪問と通所に係る保険給付費の支出が2款から3款へ移動になったことから、60.9%増の1,172万4,000円となっています。また、一般介護予防事業費は、主に鶴亀クラブや元気いきいき教室などの介護予防教室に係る経費で、前年度比7.9%増の639万1,000円となっています。介護予防教室については、サポーターさんの協力を得ながら教室の拡充に努めているところであり、参加者も昨年度と比べ延べ360人の増となっています。

4款諸支出金は、前年度から1.1%増の4,992万1,000円となりました。内訳は、前年度分の保険給付費確定に伴う国・県支払基金への精算金が3,215万円、一般会計の繰入金の精算分が769万4,000円、第6期計画期間中に借り入れた千葉県介護保険財政安定化基金返還金が928万4,000円となっています。

以上、歳出総額は10億2,839万6,000円となりました。

なお、決算概要には、2ページから6ページに歳入歳出各款ごとの決算の概要、また7ページから決算及び介護保険に関する各数値の過年度からの推移等について、資料として添付させていただいております。

以上、平成30年度介護保険特別会計決算の概要を申し上げますが、決算審査意見書におき

ましてご指摘をいただいております事項につきまして、充分分析、検討を行い、今後の財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） では、私のほうから平成30年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

令和元年7月11日、12日、午前9時30分から役場会議室におきまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査をいたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合しました結果、その計数及び会計記録は正当であるものと認められました。

なお、詳細につきましては平成30年度御宿町決算審査意見書において報告させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

決算概要と監査からの報告書の数値が違うのはどういう理由ですか。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 今、課長が、決算について説明をいただきましたが、具体的には決算概要ですね。私が指摘したいのは2ページですね。介護で、決算収支という中で、歳入額が11億1,332万6,000円と記載がありますよね。これが、監査委員の報告書、これは介護保険でありますと27ページの下段だと思えますね。歳入決算額は11億1,332万5,689円。先ほどの、私の疑問がよくわかりました、今ずっと聞いていて。決算書を見ていたら合わないんですよ、数字が。今も全く同じです。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 決算概要は概要としてわかりますけれども、決算の審査を行うわけですから、正確な数字で説明すべきじゃありませんか。なぜ決算意見書と違うんですか。概要はもし違っても、説明時は1円単位できちんと説明すべきじゃありませんか。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 申しわけありませんでした。決算概要のほうの数値に沿って

説明をさせていただきましたが、決算書の円単位で今後については説明させていただきます。今回は申しわけございませんでした。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 全然気がつかなかったんですけれども、みんなこういう報告なんですか。

ちょっと、いろいろ調べているんじゃないかと、決算の審議ですよ。全体方針はどこで出されているんですか、決算の。総務課ですか、企画課ですか。説明方針をどういうふうに決めているのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） では、答弁を。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ご指摘のとおりでございます、いわゆる決算の概要というものにつきましては、四捨五入で1,000円未満を処理させていただいております。これは今年度に限ったことではございませんで、今までそのような方向で決算概要のほうは作成させていただいております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 今、議案審議というか、決算審議中ですが、今後はそのようなことのないようにしたいと。説明の数値といわゆる決算書の数値を合わせたいと、説明ですね。ということ、担当課長から今あったんですが、それでよろしいんですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 決算概要につきましては、単位を1,000円単位であらわしている表がございますので、それに合うように文章のほうも1,000円単位、1,000円以下を四捨五入させていただいております。記載のほうについて円まで出すように記載をするようになれば、当然、審査意見書、決算書と合うようになるんですが、こちらのほうは改めて検討させていただきまして、所管の常任委員会のほうでご相談させていただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

あくまでも説明ですから、概要はこのようになっていると一言添えればいいんじゃないですか。私は概要までね、わかりますよ、概要の、わかりやすく状況を説明するということで概要はわかります。ただ、決算の認定においての説明についてはそこをきちんと正すと、説明の中で一言ということが必要じゃありませんか。少なくとも全体額については正確な数字というこ

とを、きちんとこの報告に一言添えればいいんじゃないありませんか。概要は概要じゃありませんか。私たちが審議しているのは決算書なんですよ。違うんですか。ですから、そこは概要との違いというのを一言、説明を加えればいいんじゃないありませんか。概要書まで議決をするんですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 失礼しました。あくまでも決算書の審議の中での附属書類ということでございますので、おっしゃるとおり、今後わかるように一言添えて説明をさせていただきますと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

最後の報告の中で、今後については監査委員の指摘のとおり事務を進めてまいりたいという答弁をいただいたんですが、それはどういう内容なんですか。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 決算監査意見書の27ページ、一番最後のほうにございます。一番最後の4行にございますが、給付の見直しにより保険料の増額改定を行ったことなどから、保険給付費、決算規模が減少しているということでございますが、3年ごとに行われる保険料の見直しにおいては、急激な増とならないようさまざまな財源手当等を見きわめながら、被保険者の負担軽減にも配慮しつつ、介護保険会計の運営に努めていただきたいというご意見をいただいております。

今年度、第7期の計画ということで、介護保険料を見直しさせていただいたところですが、介護保険料を見直すに当たっては、さまざまな財源手当をいろいろ検討し、また給付金の抑制についてもさまざま検討しながら、できるだけ保険料、被保険者の方に負担がかからないような形のを検討していただきたいという監査委員からの意見だったと認識しておりますので、今後8期の保険料改定については慎重に検討させていただくとともに、7期において介護予防等の事業についての充実を図り、給付費等に抑制がかけられればと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 石井です。

前期よりも、25%増になったわけですよ。この1年間、基本的にそれがどうであったのかと。今後というのはわかりますよ。じゃ、この1年間、担当して相当苦労されて、この税額の確定についてもやられたと思うんですよ、保険料。それはこの1年間どうだったのかと、ど

ういう努力をしてどういう結果が出たのかということじゃありませんか。その辺は、決算、細かいところまで聞きませんけれども、どうだったんですか。先ほど概要ということで全体的には説明を受けたわけだと思いますが。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 介護保険料については、平成30年度の3月議会によりまして認定を議決をいただきまして、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、基準額となる第5段階の年額5万2,800円から6万6,000円となったところです。

この内容としては、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画において、介護保険給付金の見込みが第6期計画と比べて17%増が見込まれたことなどから、こういった形で増額をさせていただいております。

平成30年度は、改正や被保険者の増によりまして、保険料が26%の伸びとなりましたが、介護給付費については要介護者の減などから2.7%の減となっております。要介護者数については、計画では高齢化の進展により増を見込んでおりましたが、平成30年度は、こちらのほうは減額となっております。減少となった要因としては、高齢化などからお亡くなりになる方も増えているのではないかと考えておりますが、介護予防教室の効果も徐々に出てきているのではないかと考えております。

平成30年度については、このような結果となりましたが、施設入所に係る給付については、計画値を上回る数値で推移しており、介護度の高い方においては年齢とともに重度化も進んでいるということが推測でき、施設入所の増に伴い、今後、給付費も伸びることも予測できるところでございます。

町といたしましては、元気で介護を必要としない期間を少しでも延ばす、また要支援や介護度の低い方の介護度を上げない環境づくりが重要と考えておりますので、引き続き介護予防教室や健康づくり教室の充実、またCCRC構想にもあります高齢者の生きがいづくりによって高齢者が住みなれた地域で生き生きと生活できる環境づくりに努め、給付の抑制に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数。

よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第12号の上程、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第6、議案第12号 平成30年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案につきましては、先日、田邊企画財政課長より議案の説明及び綱島代表幹事から監査報告がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○議長(大地達夫君) 10番、石井芳清君。

○10番(石井芳清君) 10番、石井です。

49ページ、50ページ、防災諸費で伺いたいと思います。

事業費、消耗品費、光熱水費、それから委託料ですね。地域防災計画策定業務、それから工事請負費、防災行政無線野外子局デジタル化工事、避難場所案内看板更新工事、防災備蓄用品というふうになってございますが、現状の、この平成30年度における防災、どこまで来たのかと、どこに課題があるのかということだと思っておりますので、それについて説明を受けたいと思います。決算内容です。

○議長(大地達夫君) 大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) 30年度の防災につきましては、主要な事業といたしまして、防災行政無線のデジタル化についてを、平成28年から令和2年度にかけての計画で進めさせていただいております。

そうした中で、平成30年度におきましては、31局のうちの屋外子局15局についてデジタル化及び老朽化に伴う修繕部分の整備のほうをさせていただいたところでございます。また、今年度につきましては、残りの16局及びデジタル化に伴います中継局2局を整備する方針で現在進

めておるところでございます。

今後につきましては、来年度におきまして戸別受信機につきまして整備を進めてまいりたいという計画で進めておるところでございます。

そのほかに、毎年計画的に進めております備蓄品の入れかえですとか、それから防災看板につきまして、これまで避難所を示す看板ですね。こちらにつきましては今まで日本語のみの表記となっておりましたものを英語の表記を加えさせていただくとともに、1カ所、津波避難ビルが漏れていた場所を追加する事業も進めているところでございます。

そのほかに、毎年開催をしておりますけれども、防災訓練につきまして、地域を毎年定めまして、それぞれの地元の防災会の皆様方と企画段階から調整させていただきながら防災訓練を実施をしております、多くの方々にご参加いただけるような訓練を実施してまいりたいというふうに考えて実施をいたしました。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

それが幾ら幾らになるかという決算です。それを言葉にさせていただきかけたわけでありませけれども、具体的にというか、大まかにこういう事業がなされたという説明があったというふうに思っています。

それで、1点は今の防災行政無線ですね。これは今、屋外子局が大体、今年で整備が終わると。今度は、それぞれの宅内に整備をしていくということだろうと思いますね。

これについても、今般も電気がないところは全くテレビも受信できないということが先ほど報道されておりました。そういう中で、まずそういうものもきちんと、この財源構成も含めてあると思いますので、私は一気に配布をすべきだと。それぞれには無償供与と申しましようか、そういうことも考えられるんじゃないかと思うんですね。それについてはどのように今後事務を進めていくのか、それを承りたいと思います。

それから、防災訓練でありますけれども、今般も実は災害が発生した中で議会が開かれて、さまざまな質問が議員の、先ほど貝塚議員からも同様な趣旨がありましたけれども、承っております。

簡単に言いますと、総合窓口ですね。今般の災害における窓口、これは御宿は常時やっているんだと思いますけれども、改めて窓口設置すべきじゃありませんか。

例えば、罹災証明ですよね。これも当然、必要になってくると思うんですね。独居の方、高齢者の方も含めて、どこにどう相談したらいいかわからないと。それはどういう事務で進んで

きているんですか。具体的な運用ですよ。私は、御宿は相当整備されていると思っていますよ。

それから、答弁する前に、今般のことで、ぜひ紹介してくれという声がありましたので、ちょっと紹介させていただきます。

きのう、消防団、もうおとといか、要するに日曜の夜から回っていただいて、夜中というか早朝ですね。それから朝早くも回っていただいています。それから早朝には、民生委員の方が安否確認に来てくれたと言っています。それから、自主防災の役員の方も見回っていただきました。うちの近所の方なんですけれども、これは関西方面から御宿に来ていらっしゃる方なんですけれども、非常に手厚い対応をとっていただいたとびっくりしていました。

これは、今課長が説明いただきましたけれども、そういうふだんの防災力ですね。地域力、防災力、先輩からずっと受け継がれてきている、そういうものたまものじゃありませんか。今日、この本議会のいろいろありますけれども、一方でそういうのは現実なんですね。

自主防災、それじゃどこまで整備できているんですか。いつごろからこれを整備されたんですかね。防災訓練なんかもしていただいていますけれども。県内の状況を、もしわかったらそれも含めて、どこまで整備できているのかと。

あと、防災マップ。防災マップもいろんなマップがありますよね。液状化だとか、それから避難所マニュアルもできていますよね。そういうことも含めて、かなり御宿町はやれていると思っているんですね。

ですから、長くなりますけれども、自主防災、御宿町はいつごろから整備されてどうやってきたのか。一番の根幹だと思いますし、それから、民生委員の方もそういう形で率先して安否確認に動いていただいているというように伺っております。そうした思いに、本当に職員の皆さん含めて、やっぱりそういうことを理解しつつ、今後どうこの地域の防災を進めていくのか。この今般の対応、停電も、これは1週間、1カ月先に停電が起きますよ、これ。ずっと前もそうでしたよね。かなり後になってから停電が起きたことがあります。塩害ですので、そんなこともあります。

ですから、窓口として、私は、改めてあすの早朝にでも、住民に対して窓口を設置しましたということはやっぱりお知らせすべきじゃないかなと思うんですね。どうなっているのかということも含めまして、答弁をいただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、戸別受信機のことについてよろしいでしょうか。

先ほど申し上げましたが、来年度に戸別受信機の整備のほうを計画をさせていただいておるところでございます。こちらの財源につきましては、親局、それから屋外子局でも活用しておりますが、緊急防災・減災事業の活用を財源としては考えさせていただいておるところでございます。

現在配置されている台数につきましては、2,100台程度というようなことで考えてはおりますけれども、現在の御宿町の世帯数3,500程度、これをベースにいたしまして、複数の世帯が入居している施設ですとか、そういった施設のそれぞれの特性等を考えながら、そうしたものは例えば1台になるのか、それから居住の形態ですね。お宅の中で、敷地の中に2軒おうちがあって、別に住んでいらっしゃるとか、そういったこと等も踏まえながら、必要台数について確保した中で、希望者の方々には行き渡るように購入をしていきたいと考えてございます。

先ほど申し上げましたように、その運用の部分につきましては、それぞれの各世帯の状況ですとかそういったことを条件を考えながら制度のほうは考えていきたいと思っております。

それで、現在、購入代金につきましては、1台、現行のものと1万9,500円という金額を負担をいただいておりますけれども、先ほどの財源の中に起債というような、起債の財源を使う、そういったことも配慮しながら、無償の貸与といった方法ですとか、2台目、3台目とか、事業者はどうするのかとか、そういったことの有償化を検討していくのか、こういった部分につきましては、今後、来年度に向けて委員会等で協議をいただきながら方向性を決めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

総合窓口のお話でございますが、先ほどお話をいただきました罹災証明につきましては、通常からホームページ等には載せてはおりますけれども、今回、例えばご相談がいろいろ電話であったりする際には、こうした書類でこういったものを用意してくださいというような案内はさせていただいておるところであります。

今お話をいただきました、そのほかの罹災以外の何か情報提供できる窓口のようなものの情報提供ということについては、検討させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、自主防災組織についてでございますが、当町におきましては、平成9年度から18年度まで各区単位で設立をいただいております。先ほどお話をいただきましたが、世帯数の中での組織率という指標、県のほうの発表のデータによりますと、御宿町は100%というようなことでなっております。県が30年4月に取りまとめたものの中では、千葉県内の中でこうした組織率100%という団体は、御宿町も含めて6団体というような状況で

ございます。

町のほうでも、例えば、自主防災組織の方々を対象にいろいろな東日本の伝承事業というような講習会ですとか、それからあと、消防学校が新しくなった中で、さまざまなそういった団体向けの講習等も開催されるような動きがありますので、こうしたものについては情報提供をさせていただきながら、組織の育成・強化等について、そういったものを情報提供させていただいて、一緒に確立していただくようなことで考えてございます。

また、先ほどちょっと申し上げましたが、防災訓練等におきましても、第一部の部分では地区を定めて避難訓練と情報伝達訓練という形ではありますが、そうした中で、企画の段階から自主防災会さんに入っていただいて、こうした訓練でこういった内容でやりましょうかというようなことを、打ち合わせを行いながら進めさせていただいておるところでございます。

こうしたことから、それぞれ今後も、そうした自主防災会さんと連携することによって多くの方が参加いただいたり、地区の特性に合った訓練内容というものが実施をできていくのではないかというふうに考えております。また、多く参加いただくことによって、地域住民の皆さんの防災意識の高揚にもつながっておるのではないかというふうに考えてございます。

自主防災組織につきましては、各地区の共助の重要な組織というふうに位置づけられると思いますので、今後も引き続き共助に協力した活動を続けてまいれたらと考えておるところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

防災訓練であります、たしか9月1日前後でしたですね。これを見直す考えはないんですか。今年もちょっと見させていただいたんですけれども、非常に暑くて、やっぱりちょっと、高齢者の方も大変多いので、そういうときもきちんと避難をするという訓練は大事だろうとは思いますが、ちょっとどうなのかなという感じがするんですね。

やっぱり、9月1日はいいとしても、ほかの季節のときにもやられたらいいんじゃないかなと思うんですね。その辺はどうなんでしょうか。何か非常に皆さん、真っ赤に上気されて訓練された、参加された町民の方が多かったので、そこで、それでちょっと健康上の問題が起きてはたらこれはどうかという感じが、ちょっと参加して思いましたので、そこら辺を、例えば見直してほかの月にやるだとか、毎年あれでやるというのもどうなのかなという感じがちょっとしましたので、そこについては見直す考えはあるのかなのか、それですつといくのか、それは承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） これまでは防災の日の近辺というようなことで、9月の最初の日曜日というような形で訓練のほうを実施させていただいております。今年は9月1日ということで、確におっしゃっていただいたとおり非常に暑い状況となっておりました。お配りする水等は用意させていただいておりますけれども、かなり高温であったというふうには考えております。

毎年という部分では、実は第一部の部分の避難訓練、情報伝達訓練につきましては、余り期間があかないような形で地区を回らせていただいて対応させていただいておりますので、そうした形態はなるべく残していきたいとか、毎年実施はして、より多くの方に参加いただきたいというふうに思っておりますが、ちょっと開催時期等については、こちらは消防団フェスタと同時開催している部分もございます中で、ちょっと検討はさせていただきたいということをお願いいたします。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。

44ページであります。これは総務費の財産管理費の中だと思っておりますが、18節備品購入ということで、ドライブレコーダー購入費という内容になってございます。これの説明をいただきたいと思っております。

ちょっと長くなっちゃいますので、これの必要性ですか、さまざまな事案で大変有効だということはニュース等で報道されているわけでありましてけれども、これは現在どういう車種に整備されているのかと、今後どうするのかということについてちょっと承りたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） ドライブレコーダーにつきましては、設置を行ってきた初年度ということでございますが、この30年度の決算につきましては、防災・防犯の広報車で青い回転灯のついたミニパト、青パトと呼んでおりますけれども、そうしたものにまずつけさせていただきました。こちらにつきましては、県の補助金等の対象にもなって、2分の1、1万5,000円程度で対象となるもので、設置を推奨されておりますところから、まずそれをつけさせていただいたということでございます。それからもう1台につきましては、白のヴォクシー、こちらにつきましては、遠くに出たりする機会が多いことから、まずこの2台を設置をさせていただいたところでございます。

その後、今年度、令和元年度になりますけれども、今年度につきましてはバスについて、バス2台ですね。町のバスと元保育園で使っておったバス、このバスについてドライブレコーダーを整備することで考えております。こちらにつきましては、運転中のさまざまなセキュリティ側のところでの活躍、映像等がのっておりますが、そうした部分のトラブルと、あとそのほかに防犯対策車の中でも、動いている防犯カメラというようなことの中で、そうした効果も見込まれるのではないかとということで整備のほうをさせていただいておるところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 説明の中では、エビアミー号というのはついていないということなんでしょうか。同様にやっぱり、安心・安全の中で大変重要な設備だということが今、非常に国民的に広がっていると思うんですね。そんなことも含めまして、今後どうされるのかについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） エビアミー号については、四六時中、町の中を動いておりますので、今、総務課長が申しあげましたとおり、動く防犯カメラという効果もございましょうし、また事故等のトラブルのときの証拠となると思うんですが、車自体は運行事業者が用意している車ですので、そちらのほうは相談しながら、ちょっと前向きな相談をしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

次に、102ページであります、学校管理費。工事請負費ということでエアコン設置工事というふうになっておりますが、この事務内容について承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 教育課長のほう欠席をさせていただいておりますので、私のほうからご報告をさせていただきます。

小中学校のエアコンの設置工事についてでございますけれども、まず御宿小学校につきましては、平成30年度に普通教室6室にエアコンを設置いたしました。今年度につきましては、理科室や音楽室などの特別教室11棟と多目的ホールに設置予定でございまして、現在工事を進めておるところでございます。こちらの部分につきましては、11月までに設置が完了する予定ということでございます。また、小学校につきましては、この夏に工事を実施し、小学校では全ての普通教室に音楽室、ランチルーム、調理員控え室の計19室に、布施小学校につきましては

全ての普通教室と音楽室の計8室にエアコンを設置したということでお聞きしております。

全国の自治体が一斉に行う補助金の事業という中で、機器の製造等が間に合わず夏休み中の設置が難しいのではないかとというようなこともご心配をおかけしておったところでございますけれども、小学校につきましては9月2日の2学期初日から使用がされておるということで聞いてございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

ちょっと教育課長なんですけれども、子どもたちどうなんでしょうか。子どもたちの状況です。8、9月まで間に合わないんじゃないかということで、ちょっと当初から懸念をしておりましたので、子どもたちの状況。それから、ちょっと先ほど災害があったと思います。その中で子どもたちの状況はどうなのか、給食なんかもきちんと、今日なんかも出ているのか出ていないのかも含めまして、状況について承りたいと思います。安心して学校に通っているのかどうかということもよくわからないので、すみません、その一言だけ。

○議長（大地達夫君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤弥四郎君） 小中学校の普通教室に、全てにエアコンを設置していただきまして、現在、児童生徒、快適な環境の中で学習することができております。本当にありがとうございました。

エアコンを導入するということは、快適な学習環境ができるということと、もう一方、室外機の熱によってヒートアイランドですか、そういう現象とか、あとエネルギーの消費に伴って二酸化炭素の排出といった地球環境に負担をかけてしまうという、そういう側面もあります。

そこで、この機会にエアコンを適正にかつ有効に使用し、子どもたちが省エネとか地球環境問題に関心を持つ機会をつくるように指導してまいりたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 先ほどちょっと。今回は50ページの先ほどの防災関係なんですけれども、防災井戸を避難所ごとに3.11後にいち早く設置してもらいました。その防災井戸が今の運用状況というか、どういう状況になっているか、いささか私は興味がありますので、教えていただきたいなど。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 防災井戸につきましては、ご提案をいただいて平成25年度、26年度に各避難所に、この2カ年の場合は旧御宿高校、御宿小学校、旧岩和田小学校、布施小学校、B & G海洋センター、この5カ所に設置をさせていただいたものでございます。

こちらにつきましては、各施設が利用される場所については、水まき等でも利用をいただきたいというようなことはお話を申し上げるとともに、町の職員のほうで見回り等を行っておるといような状況でございます。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） この防災井戸は、いざというときとか大災害のときに避難所の方々の水を供給する大事な水源なわけですね。私は、今課長から聞いただけではまだよく理解していないんですけれども、私もこれは興味がありまして、東北大震災で井戸の大事さがすごくわかりまして、この設置を切に要望していた関係上、この水が本当にふだん使える水なのかどうか、これは本当にいざとなったときに役立つはずなんですけれども、その辺の私、具体的に言いますと水質検査を定期的に行って、いつでも使えるんだよというようなことを現実にやっているのかどうか、その辺を、今の水質検査がどのように行われているのか、それを私はお聞きして、また、もちろんそれは、そういうことをすることによってふだんから水、飲料水として使える水、また洗濯水としても使えますので、現実に毎年毎年そういう水質検査をやっているのかどうか、チェックしているのかどうか、それをお聞きしたいんですけれども。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 防災井戸の水質検査についてでございますが、こちらにつきましては、設置をいたしまして利用していく段階におきまして、それぞれ水質検査のほうを実施してございます。そうした中で、全ての井戸について、飲料水としては適さないというような結果をいただいたところでございます。さまざまな項目、飲料水として使用するためにあるわけですが、項目によっては基準値の11倍、350倍とか、そういったような、大きく飲料水としては適さない部分も検査の結果で出ております。

そうした中で、避難所に設置をしたという中では、特にトイレとか生活用水の部分でも水の必要性というのは非常にございますので、現状の中ではそうした形での、飲料ではない形での利用を考えておるところでございます。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 飲料水に適さない。先ほど町水道によって、タンクローリーによって配布するんだと、そういう避難所にいる方にもそんなような方法しかない。これは何とか、

地下をもっと深く掘って飲料水に適するような水の確保というのが必要かなと思うんですけども、どこも適さないなんて、何かすごいですね。布施小あたりだったら何となく水は適するような気もするんですけども、旧岩和田小学校だって、あの近くでみんな地下水を使っていました。全て適さないというのはどうも解せないなと思うんですけども、町長どうですかね。すごく大事な飲料水確保ですね。避難所の水の確保はすごく大事なことなんですよ。どうですか、これみんな適さないんだったら、何とか適するような水の確保を目指すべきだと思うんですけども、防災に町長は力を入れるというようなことを町長選にも言っていましたので、どうか今後検討して見ていただけないかなということで一言どうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） すみません、いろいろありがとうございます。

防災対策ということで、防災対策に関する水の利用というか活用ということでございますけれども、いろんな角度からやはり検討しなくちゃいけないと思います。そういう中で、なかなか、例えば井戸を掘ってみてもそこが全然もう飲料水に適さないとかいろいろあると思いますけれども、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。いろいろと研究といいますか、検討もしていきたいと思います。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 6番。

今の関連質問になりますけれども、御宿町ばかりじゃないんですけども、各飲食それから旅館業等は、毎年水質検査、井戸水を使っている人に関しては食品衛生協会が検査をしています。そこで適正であるか適正でないかというのを判断して、適正でない井戸水については使用禁止とか、あるいは塩素滅菌をつけてそれで使いなさいというような指導もやっておりますので、ぜひその1年に一遍、食品衛生協会が実施する井戸水検査に出されて、そしてどういう方法でやれば飲み水として適すかということも確認しておく必要があるだろうと。掘ったときの1回の水質検査だけではいかなものかなと思います。

ですから1年に一遍、そういう検査機関、実施されておりますので、それに検査に出して、そして確認をしておくということがやっぱり大事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひそれを勧めておきたいと思います。別に回答はいいです。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり認定することに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第7、発議第1号 御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

2番、北村昭彦君、登壇の上、説明をお願いします。

（2番 北村昭彦君 登壇）

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第1号 御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について。

令和元年9月3日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、瀧口義雄。御宿町議会議員、石井芳清。御宿町議会議員、伊藤博明。御宿町議会議員、滝口一浩。御宿町議会議員、高橋金幹。

提案理由。

現在、全国的に太陽光発電施設を設置するための開発が行われていますが、国や県の法整備が追いついていない状況にあり、開発者と住民との間で問題に発展するケースが報告されています。また、開発が行われることで自然環境や景観などへの影響も懸念されています。

本町で行われる再生可能エネルギー発電事業について必要な事項を定めることにより、本町

の財産である豊かな自然環境と美しい景観を守り、将来にわたって町民がその恵沢を享受することができるよう、本条例の制定を提案するものでございます。

それでは、御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）についてご説明いたします。

第1条は、目的といたしまして、本条例は本町の自然環境等との調和のとれた再生可能エネルギー発電事業について必要な事項を定めることにより、本町の美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、災害の発生を防ぎ、良好な生活環境の保全及び地域産業の維持発展に寄与することを目的とするものでございます。

第2条は、基本理念といたしまして、本町の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境や地域産業は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであり、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来にわたって町民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用を図らなければならないといたしました。

第3条は、本条例においての用語の意義を定めました。

第4条は、町の責務といたしまして、町は基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとしたものです。

第5条は、町民の責務といたしまして、町民は基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例の定める手続の実施に協力するよう努めなければならないとしたものでございます。

第6条は、土地所有者等の責務といたしまして、事業により自然環境もしくは景観を損ない、また災害もしくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならないとしたものでございます。

第7条は、事業者の責務といたしまして、関係法令及びこの条例を順守し、本町における自然環境、景観及び町民の生活環境に充分配慮するとともに、近隣関係者との良好な関係を保たなければならない。

事業を継続している間または終了する場合において発生した不要な設備について、関連法令に基づき適正に処理または再利用を行うとともに、土地所有者と連携して事業終了後における事業区域の有効活用に努めなければならない。

近隣関係者から事業に関する苦情等があった場合は、近隣関係者の理解が得られるようできる限りの対応をするよう努めなければならないとしたものでございます。

第8条は、抑制区域として、町長は本町における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として規則で定めるものとし

たものでございます。

第9条は、適用除外を定めたものでございます。

第10条は、説明会の実施を、事業者が届け出を行う前に、近隣関係者に対して、再生可能エネルギー発電事業計画について説明会を開催しなければならない。

再生可能エネルギー発電事業計画について、近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

近隣関係者は、説明会を開催した事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業計画について意見を申し出ることができ、当該申し出をした近隣関係者と協議しなければならないとしたものでございます。

第11条は、町への届け出について定めたものでございます。

第12条は、町長の同意について定めたものでございます。

第13条は、町長同意の基準。

第14条は、関係書類の閲覧。

第15条は、着手等の届け出。

第16条は、完了の届け出等。

第17条は、報告または資料の提出について。

第18条は、立入調査。

第19条は、指導、助言及び勧告について。

第20条は、公表について、それぞれ事務手続について記載いたしました。

第21条は、この条例の施行に対し、必要な事項は規則で定めるといたしました。

附則といたしまして、この条例の施行期日は令和2年1月1日から施行するものとし、その下、準備行為、経過措置を経過いたしました。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

発議第1号につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は可決することに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第8、発議第2号 国民健康保険税引き下げへ国へ対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。

10番、石井芳清君、登壇の上、説明をお願いします。

（10番 石井芳清君 登壇）

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第2号 国民健康保険税引き下げへ国に対応を求める意見書の提出について。

令和元年9月3日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。御宿町議会議員、伊藤博明。御宿町議会議員、北村昭彦。

提案理由。

保険税の滞納世帯は、全国の全加入者世帯の15%を超え、本町でもおよそ10%が滞納世帯になっており、正規の被保険者証が交付されないなど、生活に困窮している上、病気やけがなどでも医療にかかれない事態が起きており、国民皆保険制度の根幹が揺らいでいます。

国民健康保険の構造的危機を打開し、公的医療保険としての国民健康保険制度を立て直すためにも、国庫負担の増額とともに真に「持続可能」な制度への見直しが必要であることから、政府関係各省に対し、意見書を提出するものです。

意見書案につきましては、裏面をご確認ください。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

発議第2号につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、発議第2号は可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上をもちまして今定例会の議事日程は全て終了しました。

ここで石田町長より挨拶があります。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 令和元年第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、2報告、12議案について、議員の皆様方に慎重にご審議をいただきましたが、令和元年度御宿町一般会計補正予算につきましては、ご承認をいただくことができませんでした。本定例会の審議の中でいただきました貴重なご意見等を十分に踏まえながら、町政各般にわたり、住民生活の向上・発展に生かしていくよう、町政の運営に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、この4年間、町民の福祉向上と御宿町発展のために注がれました皆様方のご尽力に深く敬意と感謝を表す次第でございます。加えまして、数多くの行政課題に対し、誠心なるご指導、ご協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。今後とも大所高所からご指導、ご鞭撻を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

9月に入りましたが、まだまだ残暑の厳しさが続いている日々でございます。議員各位におかれましては、これからもますますご健勝にてご活躍されご発展されますことを心からお祈り申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 議員各位には、慎重審議をいただき、また、議事運営につきましてもご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

本日をもちまして私たち現議員は任期最後の定例会となりますが、同議会において任期途中から議員10名という中で、議会、各委員会の運営、また、さらなる議会改革に取り組みながら、住民の代表として住民の信頼と期待に応えるべく町政の運営に参画し、御宿町の発展のために尽力してきたと考えております。

また、執行部の皆様にはいろいろと厳しいことを申し上げましたが、これも住民福祉向上やさらなる町発展を願う気持ちからであることをご理解いただきたいと思います。

まさに日ごろの実力が問われているこのときに、9月22日に町議会議員選挙が執行されるわけでございます。引き続き立候補を予定されている皆様におかれましては、健康には充分留意され、健闘されることを心からお祈りいたします。

以上で令和元年御宿町議会第3回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり本当にご苦労さまでした。

（午後 8時58分）